

高取町  
第3期子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

高取町

## はじめに

近年、我が国では少子高齢化が急速に進むと同時に、感染症拡大の影響やライフスタイルの変化に伴い、核家族化や地域とのつながりの希薄化がますます進行し、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されるとともに、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。国では、これらを通じた「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを推進しており、地方自治体にも一層の支援充実が求められています。また、令和6年には「子ども・子育て支援法」「児童福祉法」が改正され、子育て支援施策のさらなる拡充が進められています。



このたび、令和6年度で「高取町第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となるにあたり、近年の社会潮流や本町の状況、住民のニーズを反映させた「高取町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、「高取町第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎ、「笑顔あふれる 夢あるまち たかとり」とし、今後5年間で計画期間としています。本計画に基づき、家庭、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で子どもや子育て家庭に寄り添った支援を進め、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもが健やかに育つまちを目指してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後となりましたが、本計画策定にあたりご尽力いただきました「高取町子ども・子育て会議」の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見を寄せて下さった町民の皆様をはじめ、ご支援、ご協力いただきましたすべての関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月

高取町長 中川 祐介



## 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	3
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題</b> .....	<b>4</b>
1 人口の動向 .....	4
2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小・中学校の状況 .....	10
3 子ども・子育て支援事業等の状況 .....	13
4 住民ニーズ調査の実施概要と結果 .....	17
5 第2期計画の取り組みにおける課題 .....	34
<b>第3章 計画の理念と施策の体系</b> .....	<b>37</b>
1 基本理念 .....	37
2 基本目標 .....	38
3 施策の体系 .....	39
<b>第4章 子ども・子育て支援施策の展開</b> .....	<b>40</b>
基本目標1 すべての子どもが幸せを感じるまちづくり .....	40
基本目標2 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり .....	46
基本目標3 子どもと子育てをみんなで支えるまちづくり .....	52
<b>第5章 第3期計画における見込みと提供体制</b> .....	<b>56</b>
1 量の見込みの算出等について .....	56
2 基本的事項 .....	57
3 就学前の教育・保育 .....	58
4 地域子ども・子育て支援事業 .....	60
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>72</b>
1 計画の推進体制 .....	72
2 点検・評価 .....	72
<b>資料編</b> .....	<b>73</b>
1 計画策定の経過 .....	73
2 高取町子ども・子育て会議条例 .....	74
3 高取町子ども・子育て会議委員名簿 .....	75
4 用語集 .....	76



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、少子化対策が全国的に喫緊の課題となっています。令和5年の出生数は72万7,288人と統計開始以来最少、合計特殊出生率も1.20と過去最低となり、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少が急速に進んでいます。少子高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増す一方、核家族化の進展、女性就業率の向上、都市部への人口集中などによる子育て家庭の孤立なども顕在化しています。ライフスタイルの変化等に合わせ、子どもの健やかな育ちと子育てを引き続き社会全体で支援していくことが求められています。

こうした情勢のもと、国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。

さらに、令和5年4月には、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が発足しました。また、同年12月には子ども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指す取り組みが進められています。令和6年には「子ども・子育て支援法」「児童福祉法」が改正され、“ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化”や“全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充”等が示されるなど、子育て支援施策の拡充が進められています。

このたび、『高取町第2期子ども・子育て支援事業計画』の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、国の動向や近年の社会潮流、本町の子ども・子育てを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を目的として、「高取町第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画を内包します。

さらに、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の理念や趣旨を踏まえた計画とします。

#### 【子ども・子育て支援法（第六十一条）】

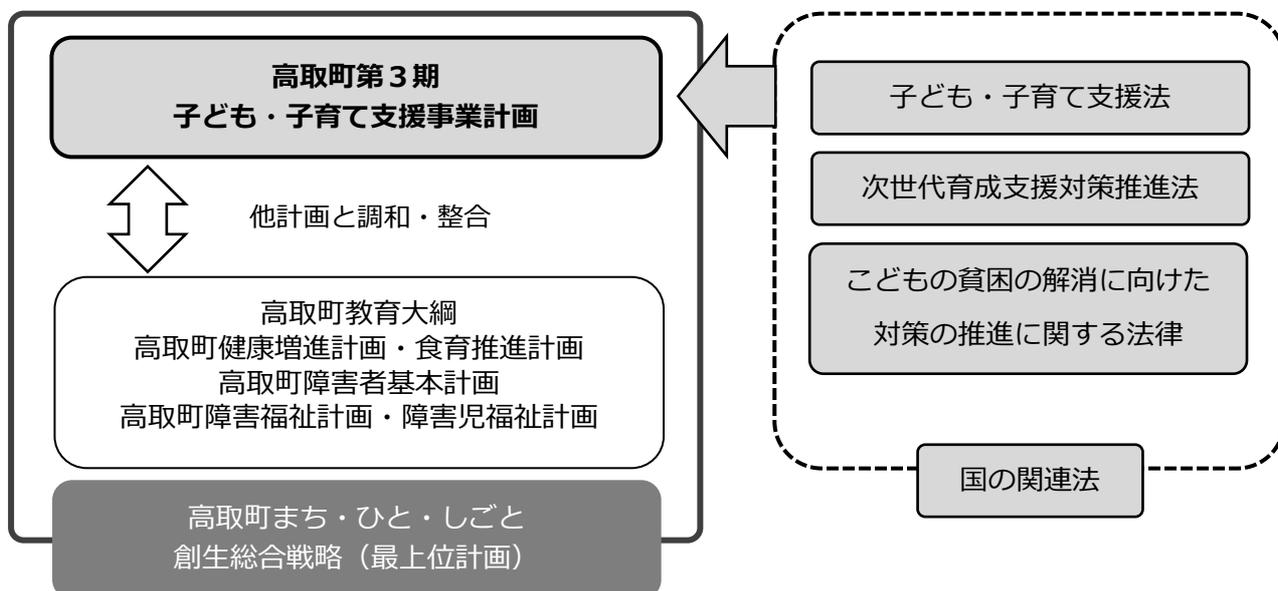
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### 【次世代育成支援対策推進法（第八条）】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、前回計画の体系や施策、事業を継承するとともに、町の最上位計画である「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ関連諸計画との調和と整合性を保つものとしします。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
高取町第2期子ども・子育て支援事業計画 (前回計画)									
					高取町第3期子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				

### 4 計画の策定体制

町内の未就学児及び小学生を持つ保護者を対象とした住民ニーズ調査、小学生・中学生を対象としたニーズ調査、庁内を対象としたヒアリング調査等の結果を踏まえ、「高取町子ども・子育て会議」での協議を経て策定しました。

# 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

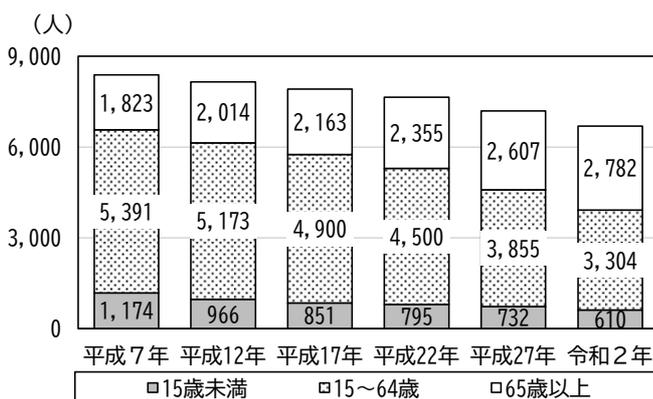
## 1 人口の動向

- ◆年齢3区分別人口の推移をみると、子ども人口の割合が低下しています。
- ◆転入・転出の状況をみると、全体的に転出超過の傾向にあります。また、出生数は減少傾向にあります。
- ◆世帯の状況をみると、三世帯同居などのその他の世帯は国や県と比較して高い割合となっていますが、減少傾向にあります。

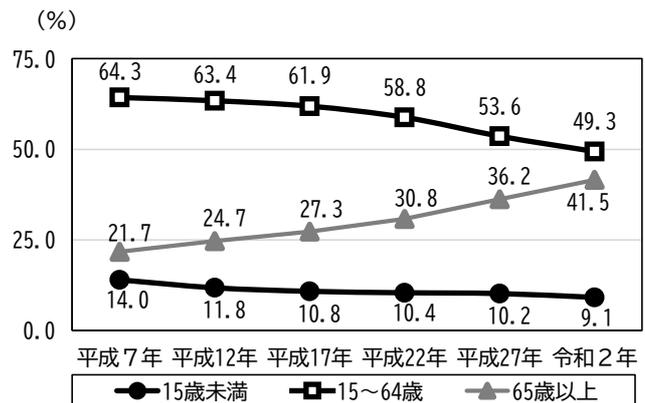
### (1) 長期の人口動態

過去6回の国勢調査によると、本町の人口は平成7年以降減少を続けています。年齢3区分別の割合で見ると、15歳未満と15～64歳の割合は徐々に減少している一方で、65歳以上は平成7年以降一定の割合で増加しています。年齢3区分別人口の割合を国や県と比較すると、本町は15歳未満の人口割合が低く、65歳以上の人口割合が高くなっています。

■年齢3区分別人口の推移（長期）

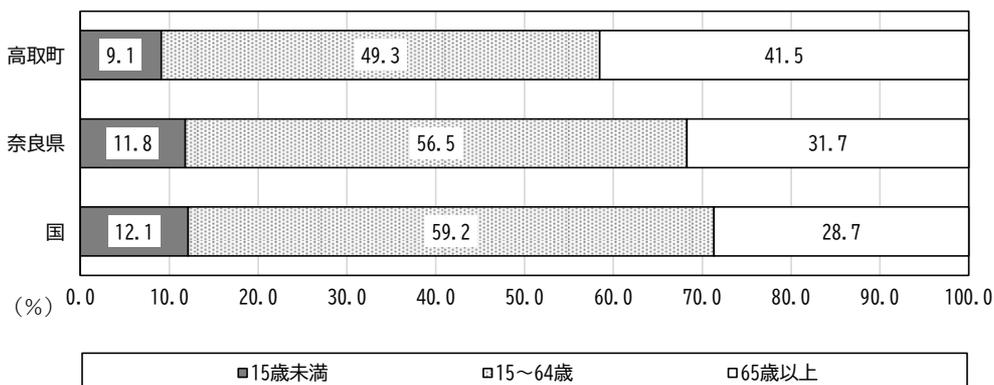


■年齢3区分別人口割合の推移（長期）



資料：国勢調査

■令和2年国勢調査における年齢3区分別人口割合の比較



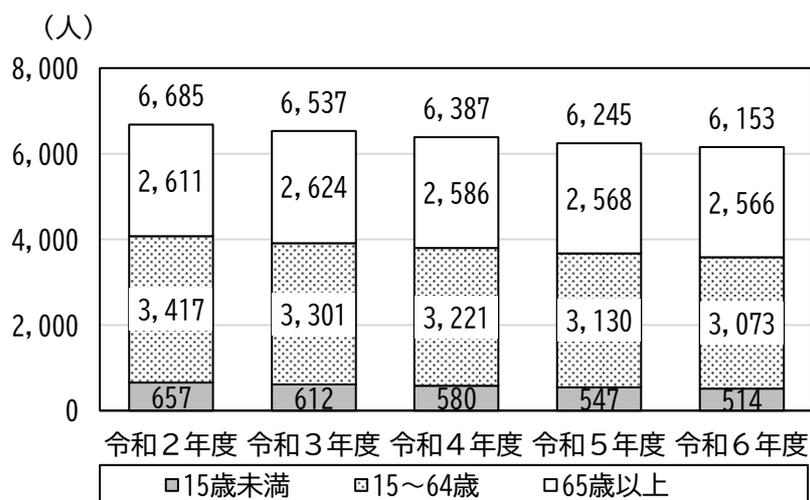
資料：令和2年国勢調査

## (2) 近年の人口動態

令和2年度から令和6年度にかけての本町の人口動態をみると、15歳未満の人口が657人から514人と約22%減少し、15～64歳の人口は3,417人から3,073人と約10%減少、65歳以上の人口は2,611人から2,566人と約2%減少しています。

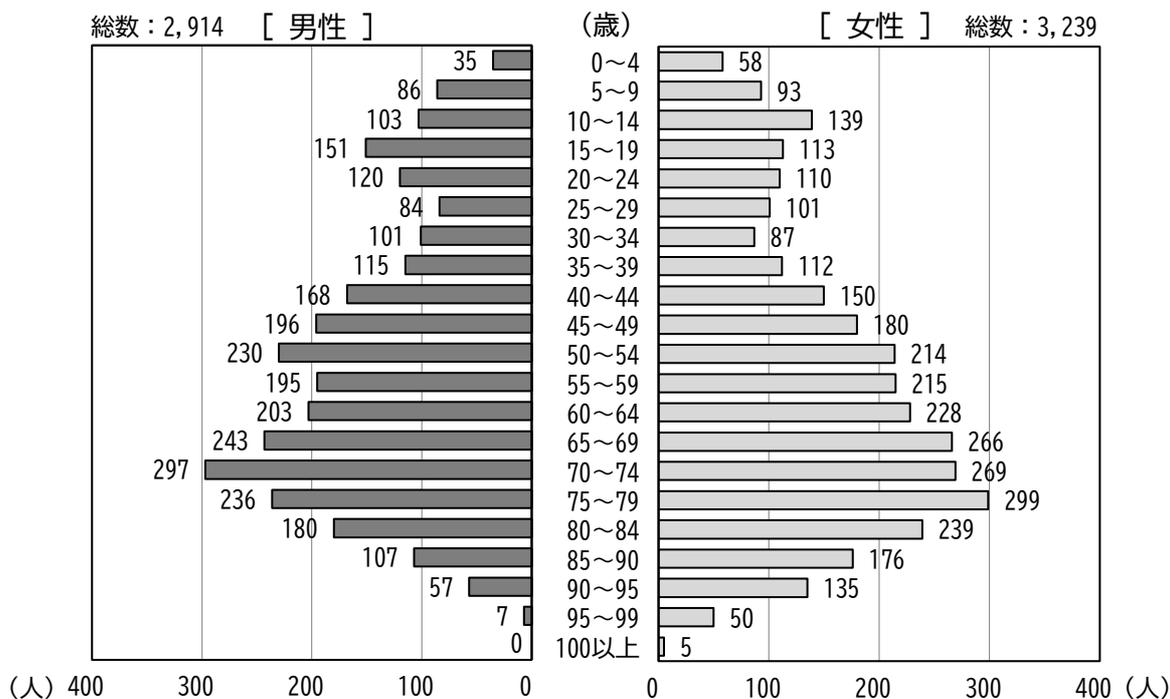
令和6年度4月1日時点の男女5歳階級別人口では、男性は70～74歳、女性は75～79歳が最も多くなっています。

### ■年齢3区分別人口の推移（近年）



各年度4月1日時点/資料：住民基本台帳

### ■令和6年度4月1日時点の男女5歳階級別人口



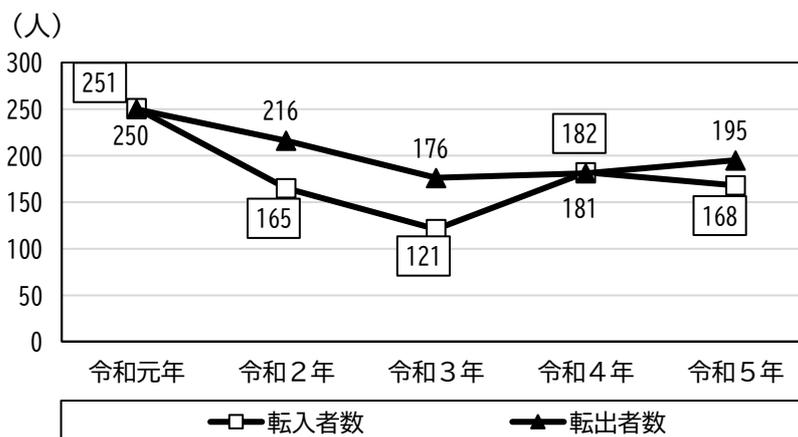
令和6年度4月1日時点/資料：住民基本台帳

### (3) 転入・転出の状況

本町への転入者は令和3年まで減少していましたが、令和4年で一時的に増加しています。転出者は令和4年以降増加しており、令和元年と令和4年を除き転出超過の傾向にあります。

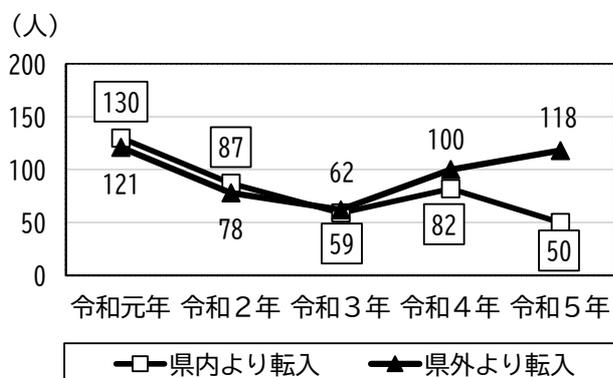
転入者に関しては、県外より転入する人の数が令和4年以降増加しています。

#### ■転入者数・転出者数の推移

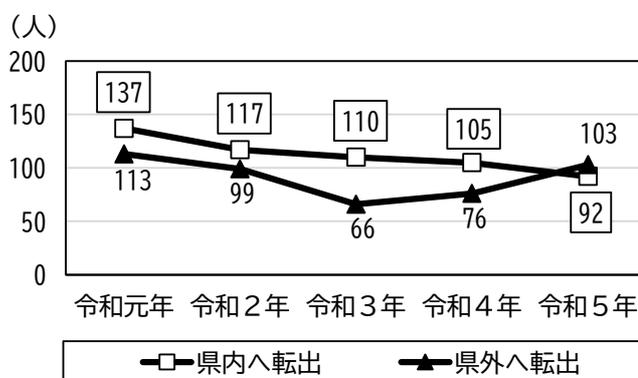


各前年10月1日から1年間の合計/資料：奈良県推計人口調査

#### ■転入者数の推移（対県内・県外別）



#### ■転出者数の推移（対県内・県外別）



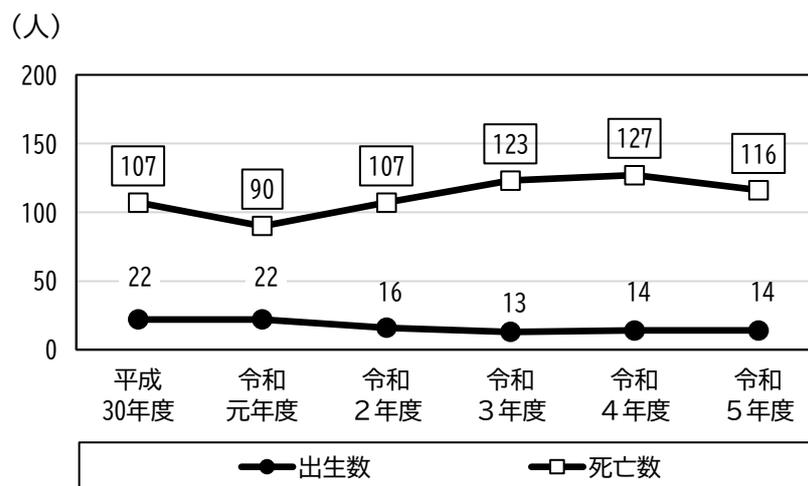
いずれも各前年10月1日から1年間の合計/資料：奈良県推計人口調査

## (4) 出生・死亡・婚姻の状況

本町の出生数は、増減を繰り返しつつ、令和4年度以降横ばいとなっていますが、平成30年度からと比較して8人減少しています。死亡数は令和元年度から令和4年度にかけて増加したのち減少に転じています。

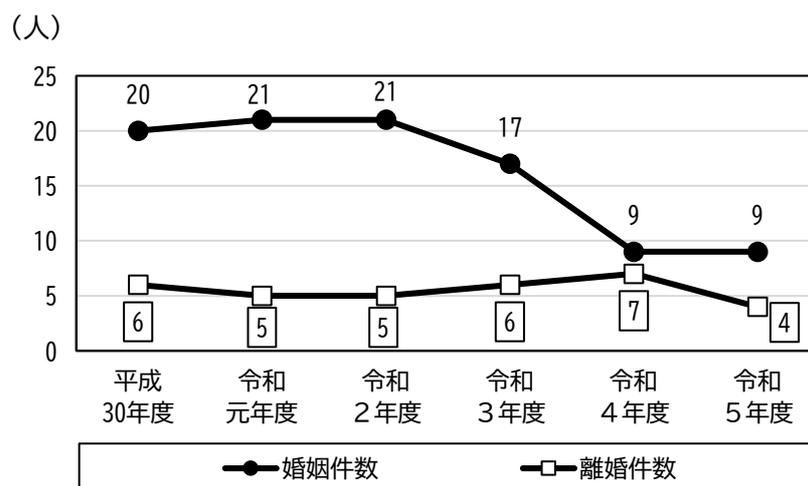
婚姻件数は令和3年度から令和4年度にかけて減少し、以降横ばいとなっています。一方、離婚件数はほぼ横ばいとなっています。

### ■出生数・死亡数の推移



各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

### ■婚姻件数・離婚件数の推移



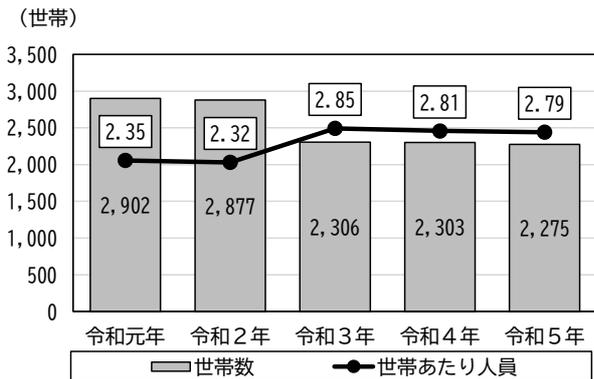
各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

## (5) 世帯の状況

世帯数は令和2年から令和3年にかけて減少したのち、横ばい傾向となっています。世帯あたり人員は令和2年から令和3年にかけて増加し、以降は横ばいの傾向にあります。

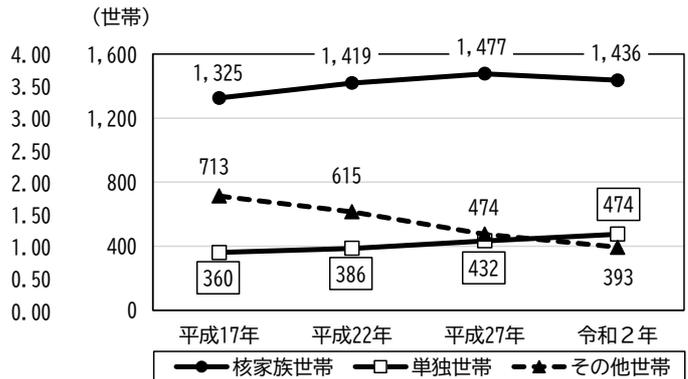
国勢調査における一般世帯数の推移を世帯の種類別にみると、単独世帯が増加傾向にある一方、三世帯同居などのその他の世帯は減少傾向にあります。核家族世帯は平成27年まで増加傾向でしたが、令和2年では減少に転じています。令和2年調査の世帯の種類を国や県と比較した場合、本町では単独世帯の割合が低く、三世帯同居などのその他の世帯の割合が高くなっています。

■世帯数と世帯あたり人員の推移



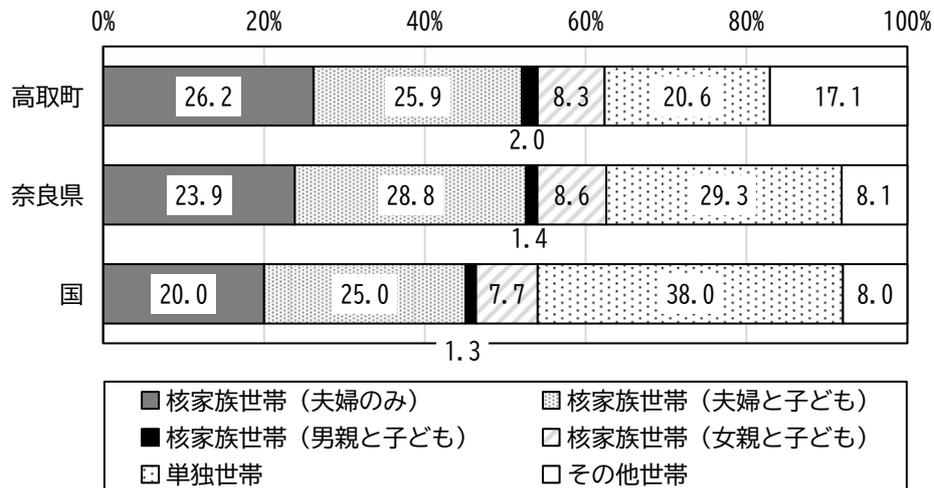
各年10月1日現在/資料：奈良県推計人口調査

■世帯数の種類別推移



資料：国勢調査

■令和2年国勢調査における世帯の種類別割合の比較

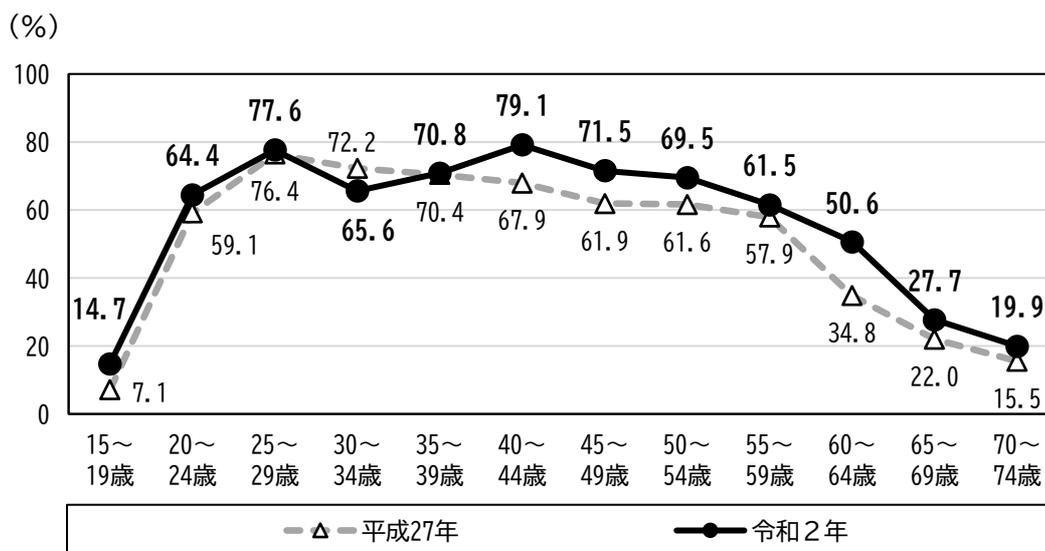


資料：令和2年国勢調査

## (6) 女性の5歳年齢階級別就業率の状況

本町の令和2年における女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は、平成27年と比較すると、30～34歳を除き増加傾向にあります。また、女性の就業率は、一般に学校卒業後の年代で上昇し、その後、結婚・出産期にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、M字カーブを描くといわれています。令和2年ではM字カーブが顕著に表れ、30～34歳が底にあたります。

### ■女性の5歳年齢階級別就業率の比較



資料：国勢調査

## 2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小・中学校の状況

- ◆幼稚園・保育所（園）・認定こども園の在籍児童数は減少傾向にあります。
- ◆小学校児童数・中学校生徒数ともに近年は減少傾向にあります。

### （1）幼稚園・保育所（園）・認定こども園の在籍児童数

幼稚園・保育所（園）・認定こども園の在籍児童数の合計をみると、令和2年度では149人でしたが、令和6年度では88人と減少しています。

幼稚園については、令和4年度より高取幼稚園と育成幼稚園が統合し、たかとり幼稚園が開園しました。町外に通園する在籍児童数と合わせて、減少傾向にあります。

保育所の在籍児童数は減少傾向にありますが、町内のたかとり保育園についてはほぼ横ばいの傾向となっています。

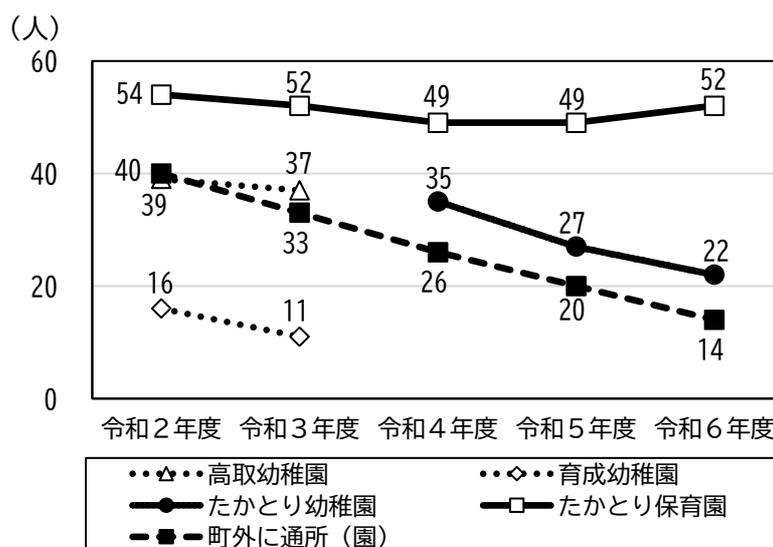
また、町外の認定こども園の在籍児童数は、1号認定がほぼ横ばい、2・3号認定が減少傾向にあります。

#### ■幼稚園・保育所（園）・認定こども園を利用している児童数

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
幼稚園	町内	高取幼稚園	人	39	37				
		育成幼稚園		16	11				
		たかとり幼稚園				35	27	22	
		計		55	48	35	27	22	
	町外	町外に通園	人	1	2	2	0	0	
	幼稚園計			人	56	50	37	27	22
保育所	町内	たかとり保育園	人	54	52	49	49	52	
	町外	町外に通所	人	25	22	14	12	9	
	保育所計			人	79	74	63	61	61
認定こども園	町外	1号	人	1	3	5	3	2	
		2・3号	人	13	6	5	5	3	
	認定こども園計			人	14	9	10	8	5
合計				人	149	133	110	96	88

各年度5月1日時点/資料：高取町

■幼稚園・保育所（園）・認定こども園を利用している児童数の推移



各年度5月1日時点/資料：高取町

(2) 小・中学校の状況

小学校児童数は、令和2年度以降減少していますが、うち特別支援児童数は令和4年度以降増加しています。

中学校生徒数は、令和4年度に154人と増加しましたが、以降は減少しています。

■小学校児童数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全児童数（人）	293	281	270	252	244
うち特別支援児童（人）	11	9	12	13	14
全学級数（級）	14	14	15	15	15
うち特別支援学級（級）	2	2	3	3	3

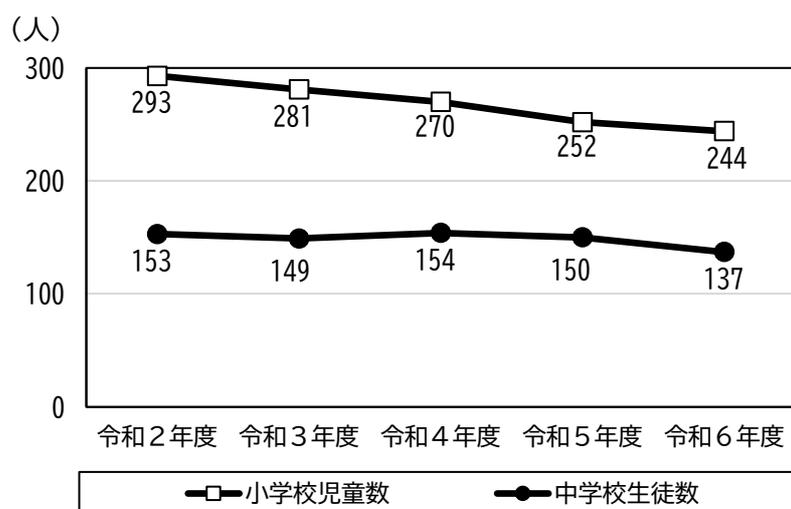
各年度5月1日時点/資料：高取町

■中学校生徒数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全生徒数（人）	153	149	154	150	137
うち特別支援児童（人）	14	10	10	3	4
全学級数（級）	9	8	8	7	7
うち特別支援学級（級）	3	2	2	1	2

各年度5月1日時点/資料：高取町

■小学校児童数・中学校生徒数の推移



各年度5月1日時点/資料：高取町

### 3 子ども・子育て支援事業等の状況

- ◆ 1号～3号認定の児童数は減少傾向にありますが、2号認定は定員を上回って推移しています。
- ◆ 放課後児童クラブの申込数は70人前後で推移していますが、令和6年度5月1日時点で79人となっています。
- ◆ 時間外保育事業（延長保育事業）、一時預かり事業の利用者数は、近年増加傾向にあります。
- ◆ 乳幼児健康診査の受診率は、高い水準で推移しています。

#### (1) 教育・保育の提供状況

1号認定は減少傾向にあり、令和5年度以降、児童数が定員数を下回って推移しています。

2号認定は、令和5年度を除いて減少傾向にありますが、各年度で定員数を上回って推移しています。

3号認定は、令和5年度以降減少傾向にあり、定員数を下回って推移しています。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
第2期の実績	A 1号：3～5歳 (幼稚園・認定こども園の児童数)	56	51	41	30	24	
	B 2号：3～5歳 (保育所・認定こども園の児童数)	67	56	47	50	44	
	C 3号：0～2歳 (保育所・認定こども園の児童数)	36	32	35	26	20	
第2期の確保方策	1号	X 合計(定員)	51	46	41	36	31
		X-A	-5	-5	0	6	7
	2号	Y 合計(定員)※	55	48	42	40	40
		Y-B	-12	-8	-5	-10	-4
	3号	Z 合計(定員)	33	33	33	33	33
		Z-C	-3	1	-2	7	13

※2号認定の確保方策(Y)は教育希望者を含む

各年度4月1日～3月31日(令和6年度は4月1日時点)/資料：高取町

#### ■教育・保育の認定区分

	満3歳以上		0～2歳
認定区分	1号認定 教育標準時間認定	2号認定 保育認定	3号認定 保育認定
対象者	幼稚園等での教育を希望される場合	就労等保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	就労等保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用できる施設	認定こども園、幼稚園	認定こども園、幼稚園、保育所(園)、	認定こども園、保育所(園)、地域型保育

## (2) 子ども・子育て支援事業の提供状況

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター アミィクラブ）の利用者数は、増減を繰り返して推移しています。

利用者支援事業は、母子保健型を1か所設置しています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の申込数は、増減を繰り返して推移していますが、令和6年度5月1日時点で過去最多人数となっています。特に、3年生の人数が多くなっています。

### ①地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター アミィクラブ）

単位：人日（延べ利用者数）

延べ利用者数（年間）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面談	6	8	10	12
電話相談	10	12	15	8
サークル利用	8	7	10	9
合計	24	27	35	29

各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

### ②利用者支援事業

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（母子保健型）	1	1	1	1

各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人（申込数）

申込数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	14	19	21	17	19
2年生	20	15	20	21	16
3年生	14	17	13	16	20
4年生	11	6	8	8	14
5年生	8	7	6	5	7
6年生	6	5	2	2	3
合計	73	69	70	69	79

各年度4月1日～3月31日（令和6年度は5月1日時点）/資料：高取町

時間外保育事業（延長保育事業）の利用者数は、令和4年度から令和5年度にかけて増加しています。

一時預かり事業の利用者数は、幼稚園在園者の利用が増加傾向にあるため、全体で増加しています。

病児保育事業（病児・病後児保育事業）は1か所で実施しており、令和5年度に利用がありました。

#### ④時間外保育事業（延長保育事業）

単位：人日（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（年間）	342	577	440	456

各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

#### ⑤一時預かり事業

単位：人日（延べ利用者数）

延べ利用者数（年間）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園在園者	1,513	1,593	1,884	2,420
その他	71	41	158	30
合計	1,584	1,634	2,042	2,450

各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

#### ⑥病児保育事業（病児・病後児保育事業）

単位：人日（延べ利用者数）、か所（実施箇所数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（年間）	0	0	0	1
実施箇所数	1	1	1	1

各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

#### ⑦子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

単位：人日（延べ利用日数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数（年間）	0	0	0	0

各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

### (3) 健診・訪問事業の実施状況

乳幼児健康診査の受診率は各健診で 95.7%~100.0%と高い水準となっています。

妊婦健康診査の受診率は、令和3年度以降横ばいとなっています。一方、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）や妊婦訪問事業は、増減を繰り返して推移しています。

#### ■乳幼児健康診査

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3～5か月児 健診	対象者数（人）	15	15	17	14
	受診者数（人）	15	15	17	14
	受診率（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1歳6か月児 健診※1	対象者数（人）	24	17	23	18
	受診者数（人）	23	17	22	18
	受診率（%）	95.8%	100.0%	95.7%	100.0%
3歳6か月児 健診※2	対象者数（人）	36	26	28	24
	受診者数（人）	36	26	27	23
	受診率（%）	100.0%	100.0%	96.4%	95.8%

各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

※1 令和4年度の未受診1人は次年度に受診済

※2 令和4年度、令和5年度の未受診1人は次年度に受診済

#### ■妊婦健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数（人）	23	22	22	22
延べ受診者数（人回）	186	148	151	143

各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

#### ■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数（人）	17	11	20	12

各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

#### ■妊婦訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ訪問数（人回）	16	14	24	18

各年度4月1日～3月31日/資料：高取町

## 4 住民ニーズ調査の実施概要と結果

### (1) 調査の実施概要について

#### 【調査概要】

- 調査地域：高取町内全域
- 調査対象者：①高取町在住の就学前及び小学生の児童の保護者  
②たかむち小学校5・6年生、高取中学校中学生
- 調査期間：①令和6年8月1日（木）から8月16日（金）  
②令和6年9月
- 調査方法：①郵送配布、郵送回収及びWebによる回答方式  
②小学校・中学校より、URL及び二次元コード配布によるWeb回答方式

調査種別	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前・小学生保護者	275 件	129 件	46.9%
		うち郵送：80 件 うちWeb：49 件	うち郵送：29.1% うちWeb：17.8%
小学生・中学生	227 件	218 件	96.0%

#### 【調査結果の見方】

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

## (2) 保護者対象調査結果の概要

### ①回答者の居住地区について

就学前児童では「下子島」が 20.8%と最も高く、次いで「清水谷（グリーンタウン）」が 16.7%、「観覚寺」が 10.4%となっています。

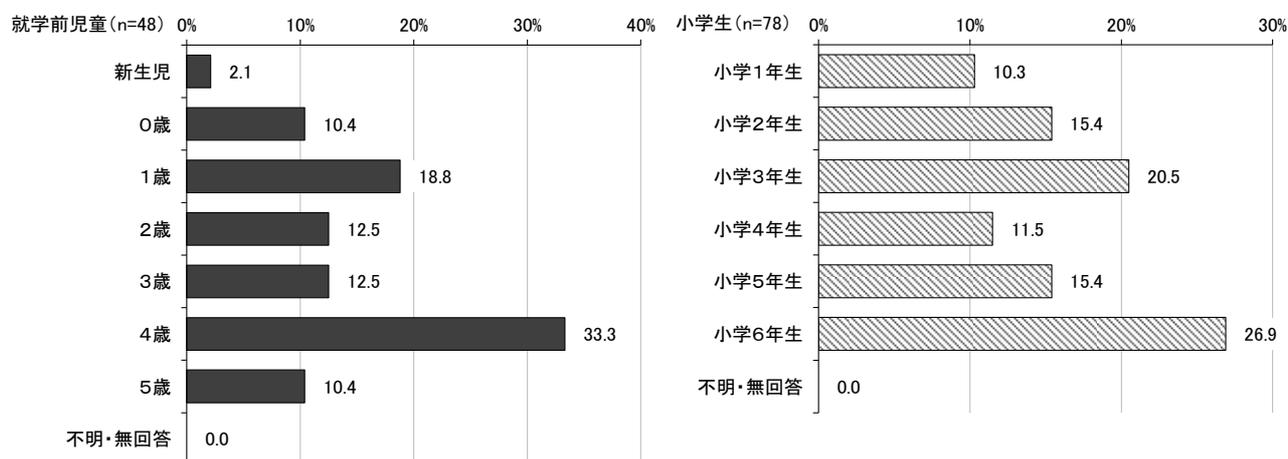
小学生では「清水谷（グリーンタウン）」が 30.8%と最も高く、次いで「下子島」が 12.8%、「清水谷（グリーンタウン以外）」が 10.3%となっています。[単数回答]

お住まいの地区	件数			全体(%)
	全体	就学前	小学生	
清水谷(グリーンタウン)	32	8	24	24.8
清水谷(グリーンタウン以外)	13	4	8	10.1
上子島	1	0	1	0.8
下子島	20	10	10	15.5
上土佐	1	0	1	0.8
下土佐	9	4	5	7.0
観覚寺	7	5	2	5.4
吉備	0	0	0	0.0
松山	0	0	0	0.0
羽内	1	1	0	0.8
藤井	3	1	2	2.3
市尾	9	3	5	7.0
谷田	1	0	1	0.8
丹生谷1区	2	2	0	1.6
丹生谷2区	3	1	2	2.3
兵庫	5	2	3	3.9
田井庄	2	1	1	1.6
薩摩	4	1	3	3.1
森	5	3	2	3.9
佐田	0	0	0	0.0
与楽	2	0	2	1.6
寺崎	4	1	3	3.1
越智	1	0	1	0.8
車木	1	0	1	0.8
不明・無回答	3	1	1	2.3

## ②回答者の子どもの年齢及び学年

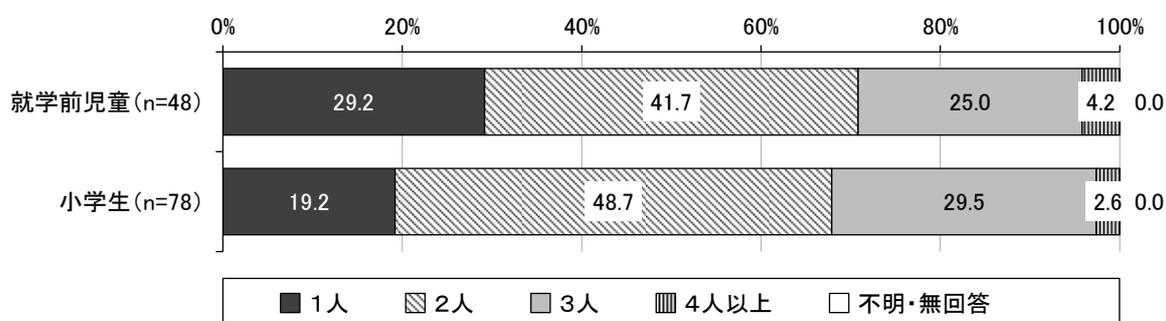
就学前児童では「4歳」が33.3%と最も高く、次いで「1歳」が18.8%、「2歳」「3歳」が12.5%となっています。

小学生では「小学6年生」が26.9%と最も高く、次いで「小学3年生」が20.5%、「小学2年生」「小学5年生」が15.4%となっています。[単数回答]



## ③回答者の子どもの人数

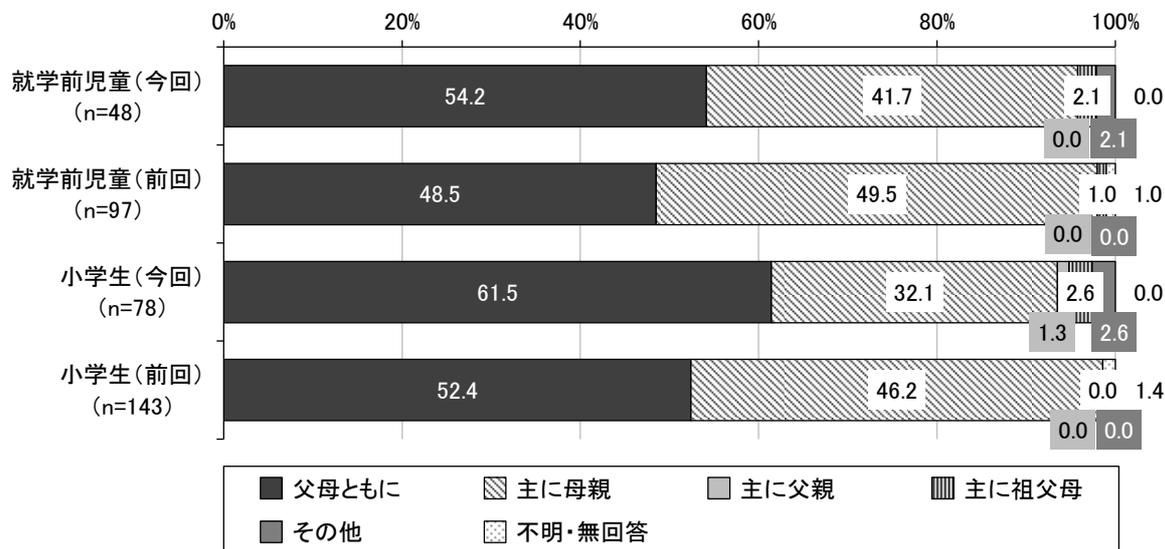
就学前児童・小学生ともに「2人」が最も高く、それぞれ41.7%、48.7%となっており、次いで就学前児童では「1人」が29.2%、小学生では「3人」が29.5%となっています。[単数回答]



#### ④子育てを主に行っている人

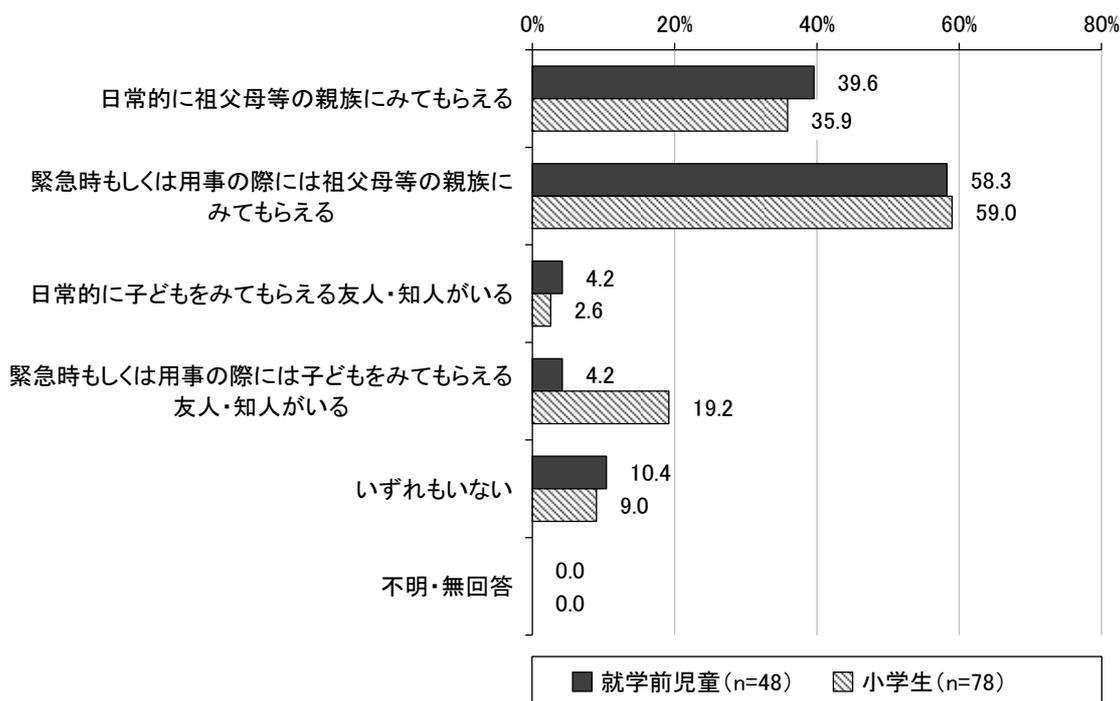
就学前児童・小学生ともに「父母ともに」が最も高く、それぞれ 54.2%、61.5%となっており、次いで「主に母親」がそれぞれ 41.7%、32.1%となっています。

前回調査（令和2年度）と比較すると、就学前児童・小学生ともに「父母ともに」が増加しています。[単数回答]



#### ⑤日頃、子どもの面倒をみてもらえる親族・知人

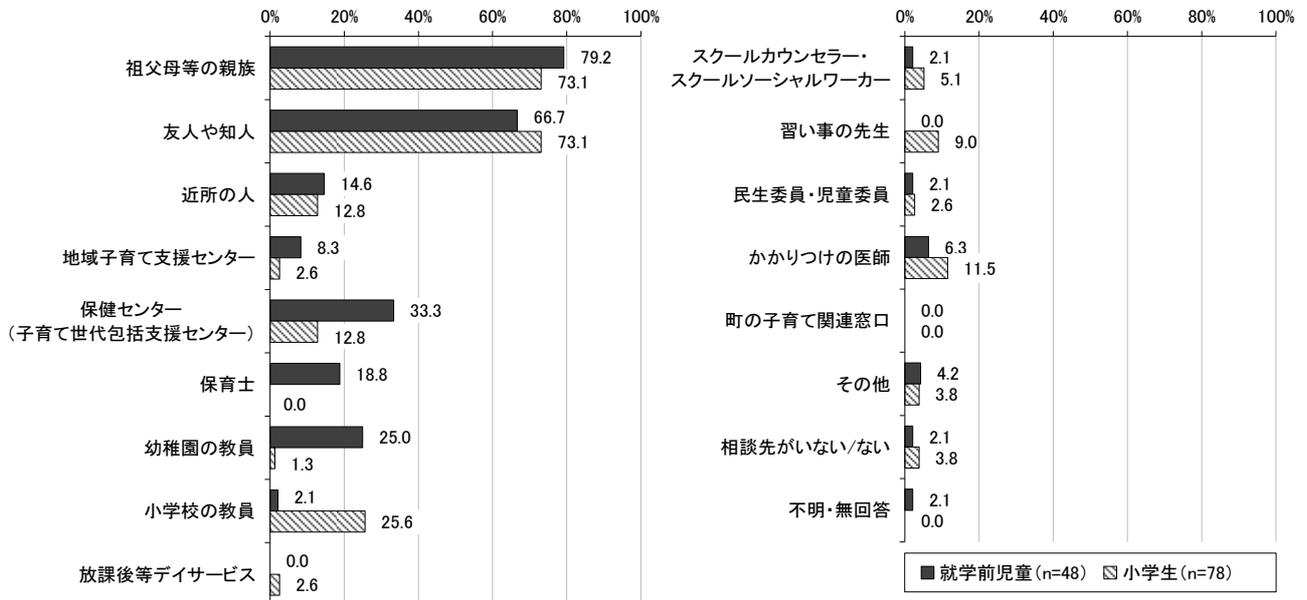
就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、それぞれ 58.3%、59.0%となっています。「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合も高く、全体的に祖父母等の親族を頼ることができる人が多い一方、「いずれもない」が就学前児童で 10.4%、小学生で 9.0%となっています。[複数回答]



## ⑥子育てをする上での相談場所や相談できる相手

就学前児童では「祖父母等の親族」が79.2%と最も高く、次いで「友人や知人」が66.7%、「保健センター（子育て世代包括支援センター）」が33.3%となっています。

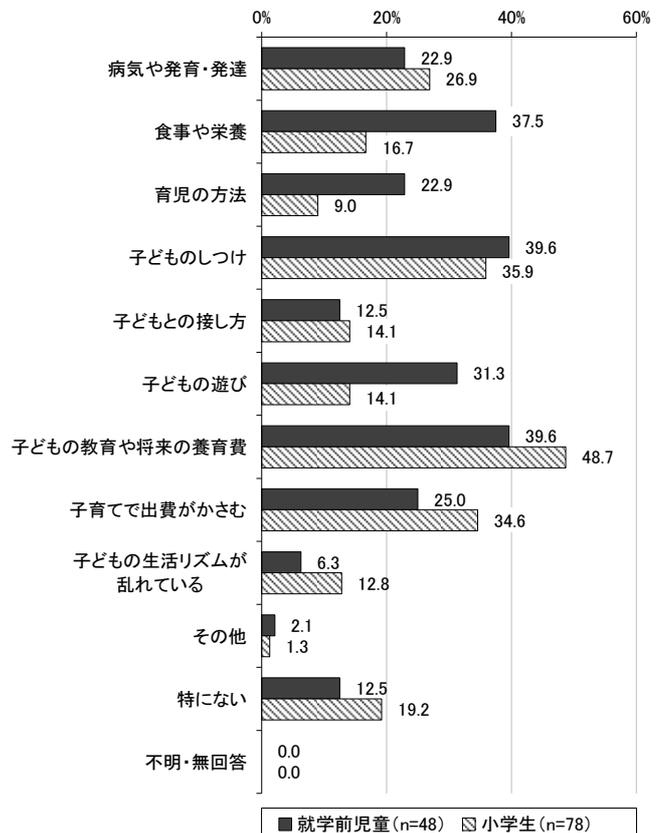
小学生では「祖父母等の親族」「友人や知人」が73.1%と最も高く、次いで「小学校の教員」が25.6%となっています。[複数回答]



## ⑦子育ての悩みや不安（子どものことについて）

就学前児童では「子どものしつけ」「子どもの教育や将来の養育費」が39.6%と最も高く、次いで「食事や栄養」が37.5%となっています。

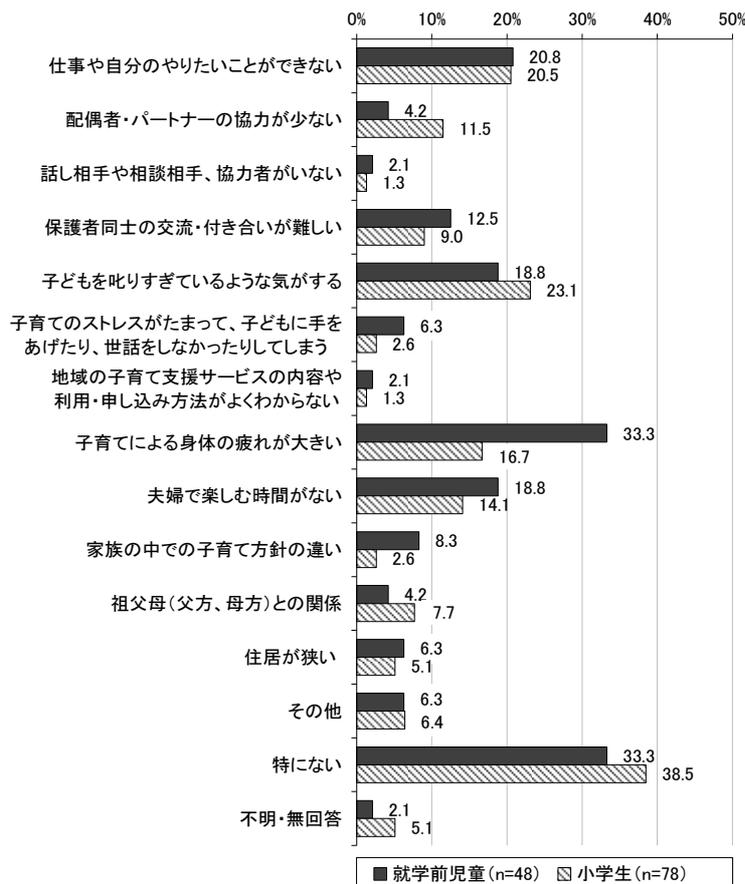
小学生では「子どもの教育や将来の養育費」が48.7%と最も高く、次いで「子どものしつけ」が35.9%となっています。[複数回答]



### ⑧子育ての悩みや不安（保護者のことについて）

就学前児童では「子育てによる身体の疲れが大きい」「特にない」が33.3%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」が20.8%となっています。

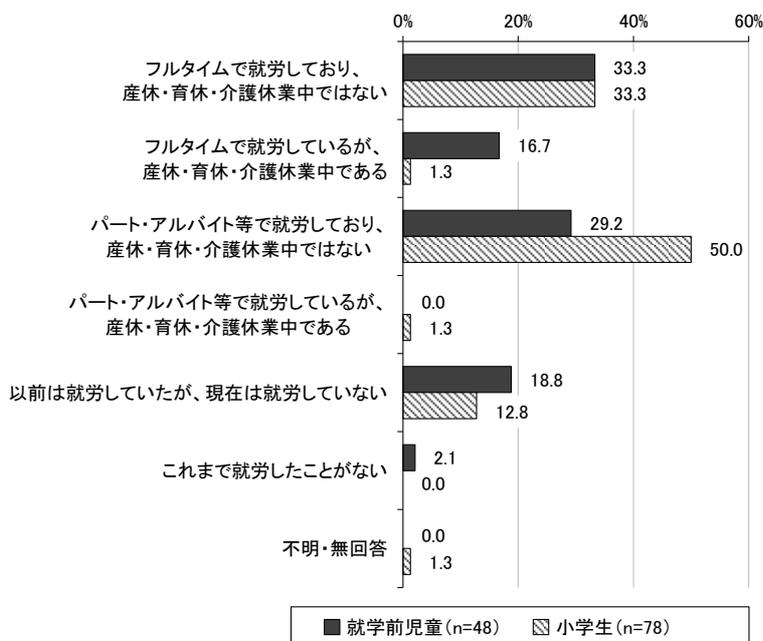
小学生では「特にない」が38.5%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」が23.1%となっています。[複数回答]



### ⑨母親の就労状況

就学前児童では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.2%となっています。

小学生では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が50.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.3%となっています。[単数回答]

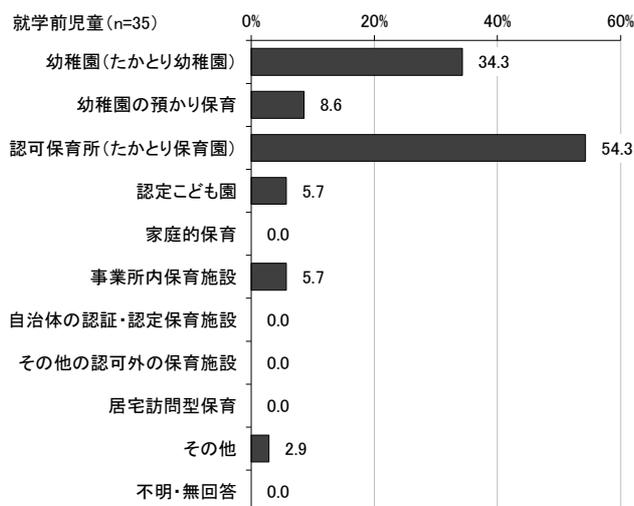


### ⑩平日の教育・保育事業の利用状況、利用意向（就学前児童）

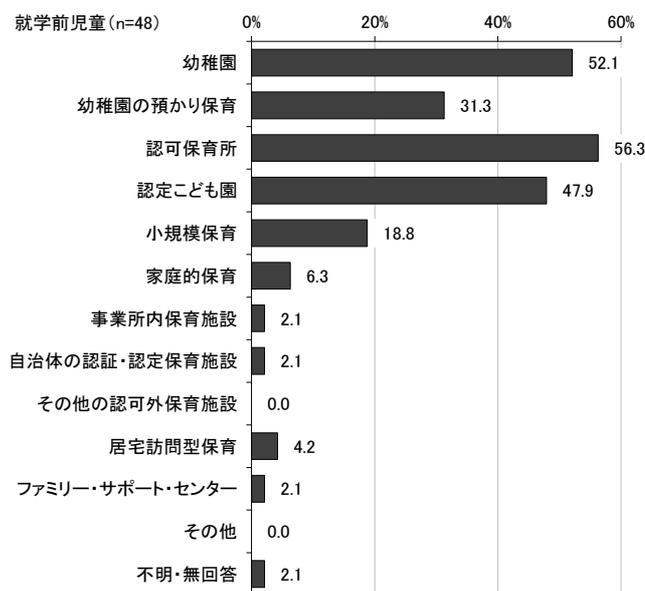
平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育所（たかとり保育園）」が54.3%と最も高く、次いで「幼稚園（たかとり幼稚園）」が34.3%となっています。また、平日に今後利用したい教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が56.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が52.1%となっています。

「認可保育所」の利用状況・利用意向が多くほぼ同数である一方、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」は利用意向が利用状況を上回っています。特に、「認定こども園」は利用希望者が多くなっています。[複数回答]

■利用している事業（利用状況）



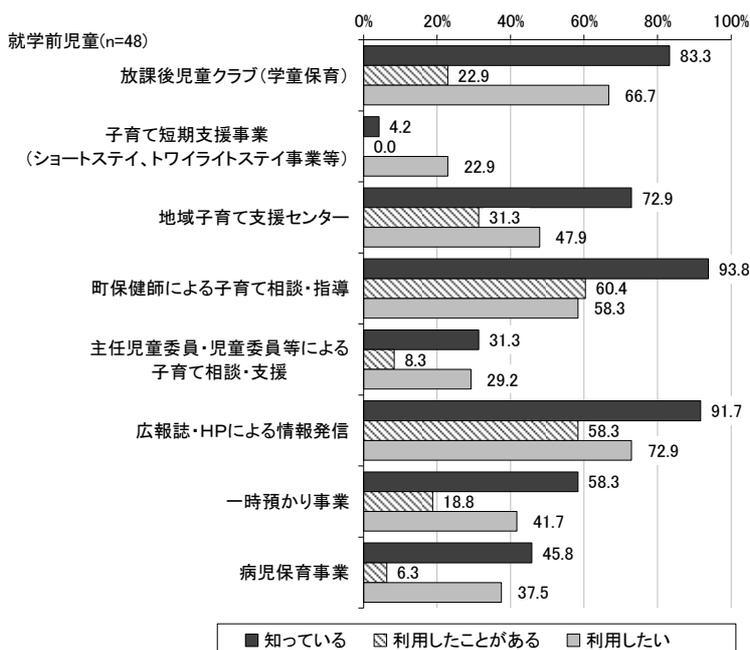
■今後利用したい事業（利用意向）



### ⑪地域の子育て関連事業の認知度、利用経験、利用意向（就学前児童）

地域の子育て関連事業について、「町保健師による子育て相談・指導」と「広報誌・HPによる情報発信」の認知度は9割以上と高くなっています。

「放課後児童クラブ（学童保育）」や「一時預かり事業」は利用経験と利用意向に大きな差がみられるものの、一定の認知度があります。一方で、「主任児童委員・児童委員等による子育て相談・支援」や「病児保育事業」は一定のニーズがあるものの、認知度は低くなっています。[複数回答]

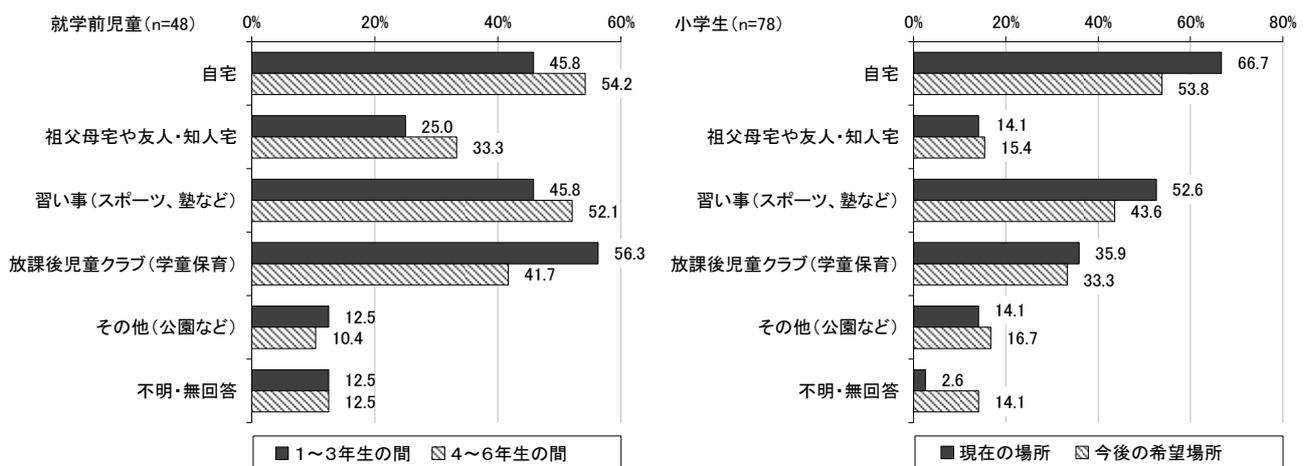


### ⑫小学校での放課後の過ごし方（今後の希望）

就学前児童に対する調査で、小学校就学後に放課後を過ごさせたい場所は、1～3年生の間では「放課後児童クラブ（学童保育）」が56.3%と最も高く、次いで「自宅」「習い事（スポーツ、塾など）」が45.8%となっています。4～6年生の間では「自宅」が54.2%と最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」が52.1%となっています。[複数回答]

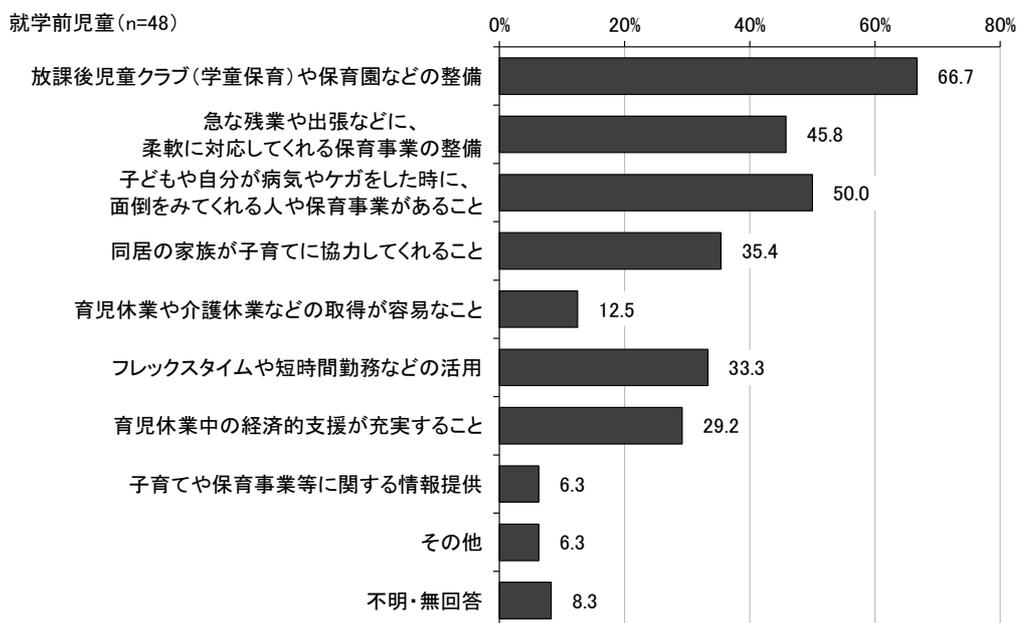
小学生に対する調査で、放課後の過ごし方は、現在・今後の希望ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」となっています。[複数回答]

■小学校就学後に放課後を過ごさせたい場所（就学前児童） ■放課後の過ごし方の現在と今後の希望（小学生）



### ⑬仕事と子育てを両立する上で必要だと思うこと（就学前児童）

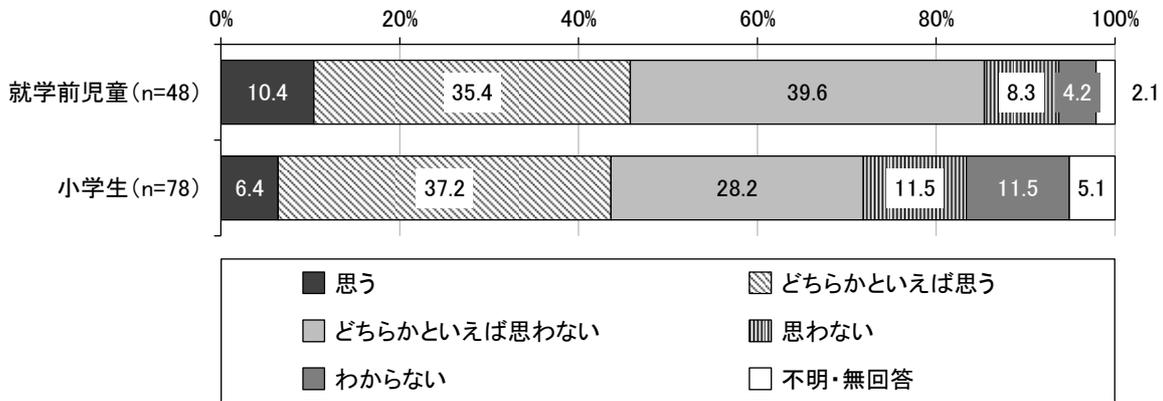
「放課後児童クラブ（学童保育）や保育園などの整備」が66.7%と最も高く、次いで「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」が50.0%となっています。[複数回答]



### ⑭子育て環境や支援に対する満足度

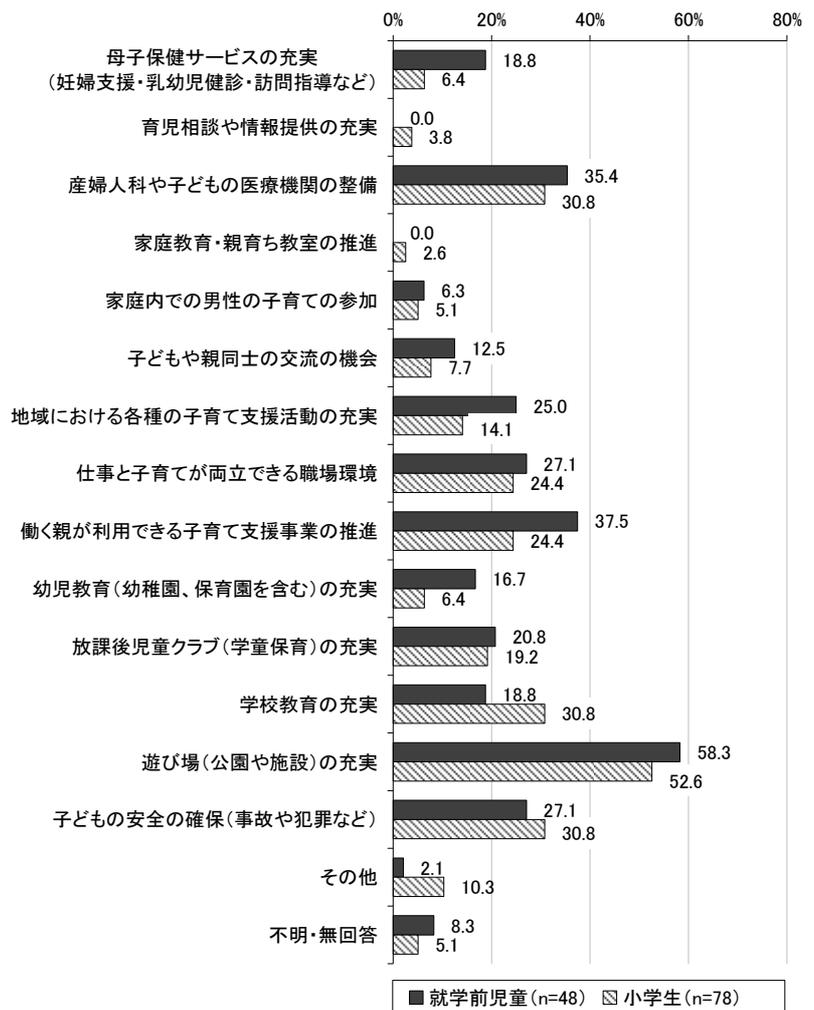
子育てしやすいまちだと思うかについてみると、就学前児童では「どちらかといえば思わない」が39.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば思う」が35.4%となっています。

小学生では「どちらかといえば思う」が37.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば思わない」が28.2%となっています。[単数回答]



### ⑮望ましい子育て支援施策

今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことについてみると、就学前児童・小学生ともに「遊び場（公園や施設）の充実」がそれぞれ58.3%、52.6%と最も高くなっています。次いで就学前児童では「働く親が利用できる子育て支援事業の推進」が37.5%、小学生では「産婦人科や子どもの医療機関の整備」「学校教育の充実」「子どもの安全の確保（事故や犯罪など）」が30.8%となっています。[複数回答]



## ⑩教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見

第2期計画の施策別に、自由記述を分類・集計しました。基本目標3の「(3) 地域における子育て支援の充実」についての意見が最も多く、次いで基本目標2の「(6) 子育て家庭への経済的支援」、  
「(3) 保育環境の充実」、基本目標3の「(4) 子育てにやさしい環境整備の推進」となっています。

[自由記述]

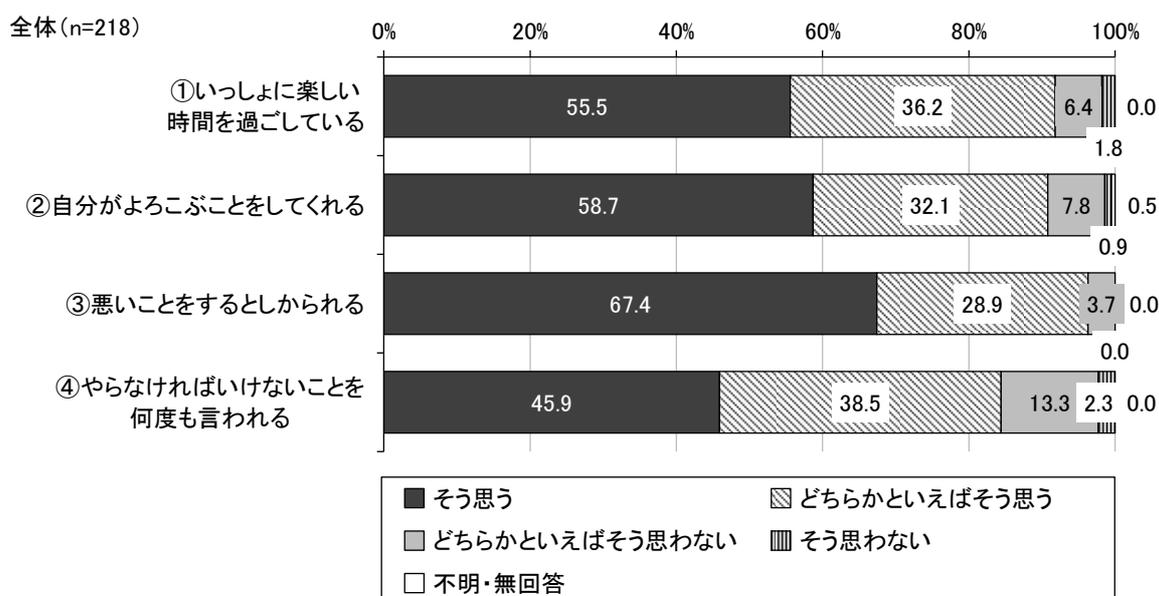
回答内容（施策別）	件数
<b>基本目標1</b>	4
（1）子どもの健康の確保と健康づくりの推進	2
（2）食育の推進	1
（3）生きる力の育成に向けた教育の充実	1
<b>基本目標2</b>	20
（1）保護者の健康の確保と健康づくりの推進	1
（3）保育環境の充実	6
（4）特に援助を必要とする家庭への支援	2
（6）子育て家庭への経済的支援	11
<b>基本目標3</b>	20
（3）地域における子育て支援の充実	14
（4）子育てにやさしい環境整備の推進	6

### (3) 小学生・中学生対象調査結果の概要

#### ①同居人との関わり

親など一緒に住んでいる人が自分自身に対していつもどのようにしているかについてみると、いずれの項目も「そう思う」が最も高くなっています。

同居人との関わり判定をみると、[中(6~10点)]が56.0%と最も高く、次いで[高(11点、12点)]が41.7%、[低(5点以下)]が1.8%となっています。[単数回答]



全体 (n=218)	件数	%
同居人との関わり：低 (5点以下)	4	1.8
同居人との関わり：中 (6~10点)	122	56.0
同居人との関わり：高 (11点、12点)	91	41.7
不明・無回答	1	0.5

#### 《同居人との関わり判定について》

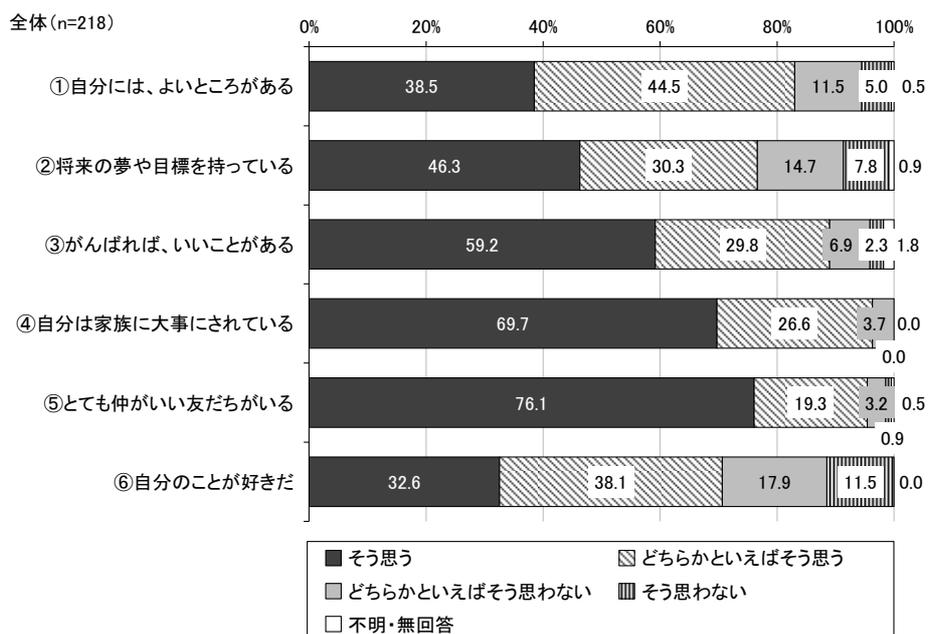
『一緒に住んでいる人が自分自身に対していつもどのようにしているか』の各設問について、「そう思う」を3点、「どちらかといえばそう思う」を2点、「どちらかといえばそう思わない」を1点、「そう思わない」を0点としています。

①~④の得点を合計し、11~12点以上で「親との関わり：高」、6~10点で「親との関わり：中」、5点以下で「親との関わり：低」と判定しています。

## ②自分自身に対する思いや気持ち

【②将来の夢や目標を持っている】【③がんばれば、いいことがある】【④自分は家族に大事にされている】【⑤とても仲がいい友だちがいる】は「そう思う」、【①自分には、よいところがある】【⑥自分のことが好きだ】は「どちらかといえばそう思う」が最も高くなっています。

また、【⑥自分のことが好きだ】では「そう思わない」が他の項目と比べて高くなっています。同居人との関わり別にみると、[高(11点、12点)]は「そう思う」、[中(6~10点)]は「どちらかといえばそう思う」、[低(5点以下)]は「そう思わない」がそれぞれ最も高くなっています。全体的に、同居人との関わりがあるほど「自分のことを好きだ」と感じる割合が高く、関わりがないほど低くなっています。[単数回答]



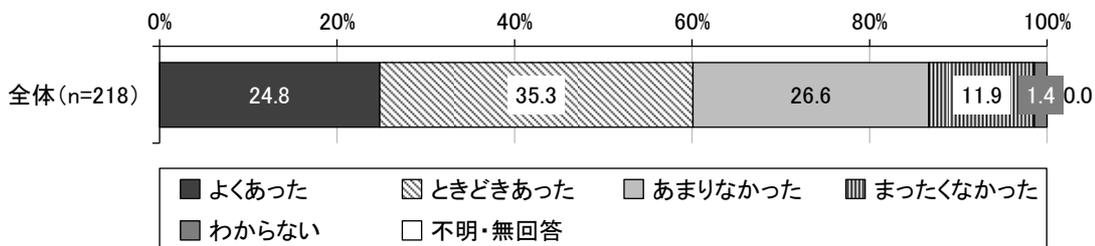
### ■「⑥自分のことが好きだ」×同居人との関わり

単位: %		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	不明・無回答
全体 (n=218)		32.6	38.1	17.9	11.5	0.0
同居人との関わり	低(5点以下) (n=4)	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0
	中(6~10点) (n=122)	21.3	43.4	21.3	13.9	0.0
	高(11点、12点) (n=91)	47.3	31.9	14.3	6.6	0.0

### ③学校に行きたくないと思った経験

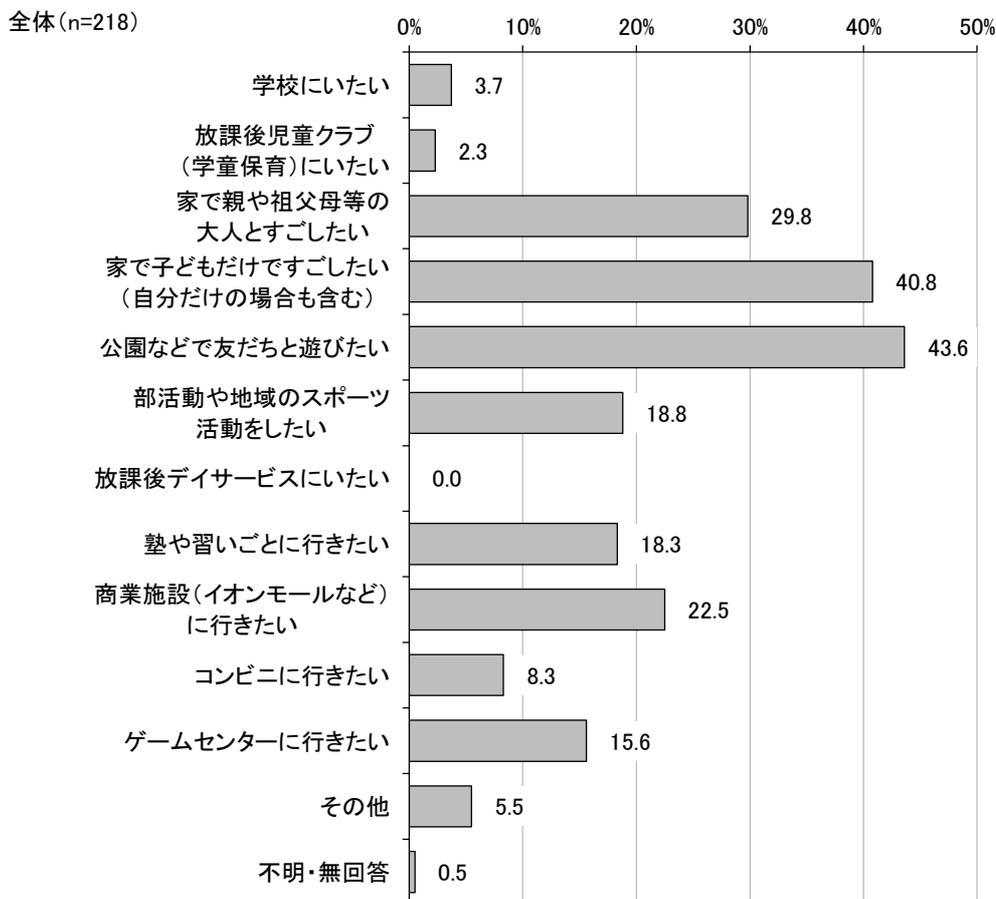
「ときどきあった」が35.3%と最も高く、次いで「あまりなかった」が26.6%、「よくあった」が24.8%となっています。

学校に行きたくないと思った経験がある子ども（「よくあった」+「ときどきあった」）は、約6割となっています。[単数回答]



### ④放課後の過ごし方（今後の希望）

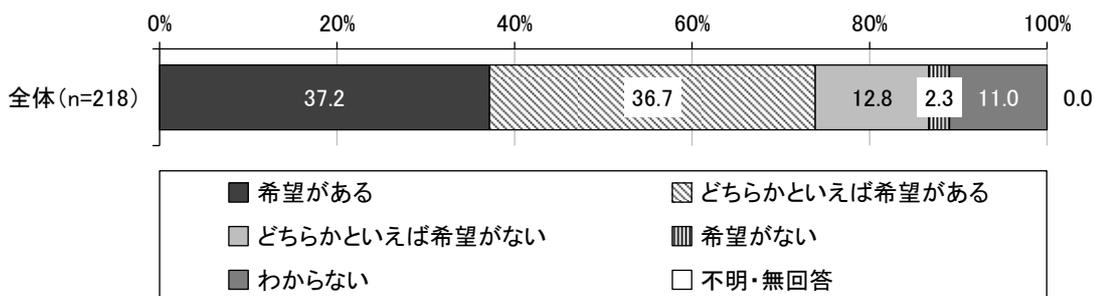
平日の放課後の過ごし方の希望についてみると、「公園などで友達と遊びたい」が43.6%と最も高く、次いで「家で子どもだけですごしたい（自分だけの場合も含む）」が40.8%、「家で親や祖父母等の大人とすごしたい」が29.8%となっています。[複数回答]



### ⑤自分の将来についての希望

自分の将来に明るい希望を持っているかについてみると、「希望がある」が 37.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば希望がある」が 36.7%となっています。

自尊感情別にみると、[低 (11 点以下)] では「どちらかといえば希望がない」、[中 (12~15 点)] では「どちらかといえば希望がある」、[高 (16 点以上)] では「希望がある」が最も高くなっています。全体的に、自尊感情が高いほど「将来に明るい希望がある」と感じる割合が高く、自尊感情が低いほど割合が低くなっています。[単数回答]



### ■自分の将来について明るい希望を持っているか×自尊感情

単位: %		希望がある	どちらかといえば希望がある	どちらかといえば希望がない	希望がない	わからない	不明・無回答
全体 (n=218)		37.2	36.7	12.8	2.3	11.0	0.0
自尊感情	低 (11点以下) (n=43)	4.7	16.3	37.2	9.3	32.6	0.0
	中 (12~15点) (n=58)	19.0	58.6	13.8	0.0	8.6	0.0
	高 (16点以上) (n=110)	59.1	33.6	3.6	0.0	3.6	0.0

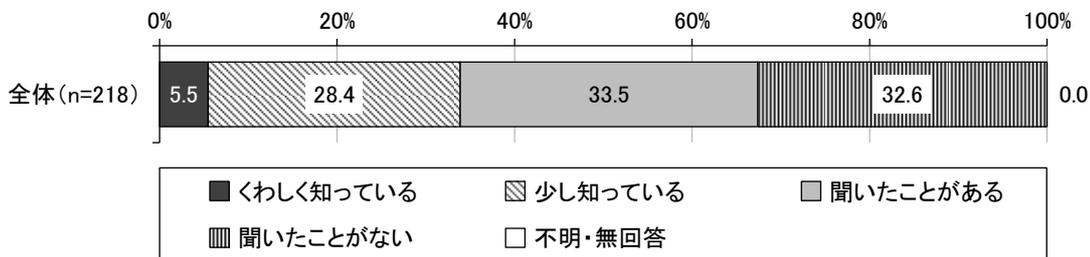
#### 《自尊感情の判定について》

『自分自身に対する思いや気持ち』の各設問について、「そう思う」を3点、「どちらかといえばそう思う」を2点、「どちらかといえばそう思わない」を1点、「そう思わない」を0点としています。

①~⑥の得点を合計し、16 点以上で「自尊感情：高」、12~15 点で「自尊感情：中」、11 点以下で「自尊感情：低」と判定しています。

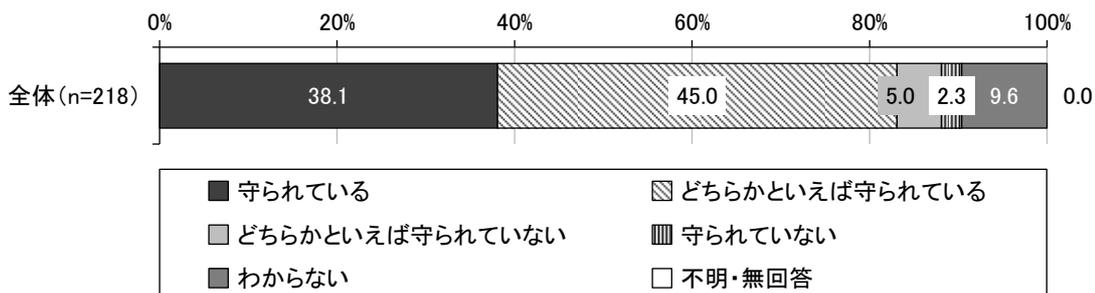
### ⑥「子どもの権利」の認知度

「子どもの権利」について、「聞いたことがある」が 33.5%と最も高く、次いで「聞いたことがない」が 32.6%となっています。「子どもの権利」について知っている子ども（「くわしく知っている」+「少し知っている」）は、全体の3割程度となっています。[単数回答]



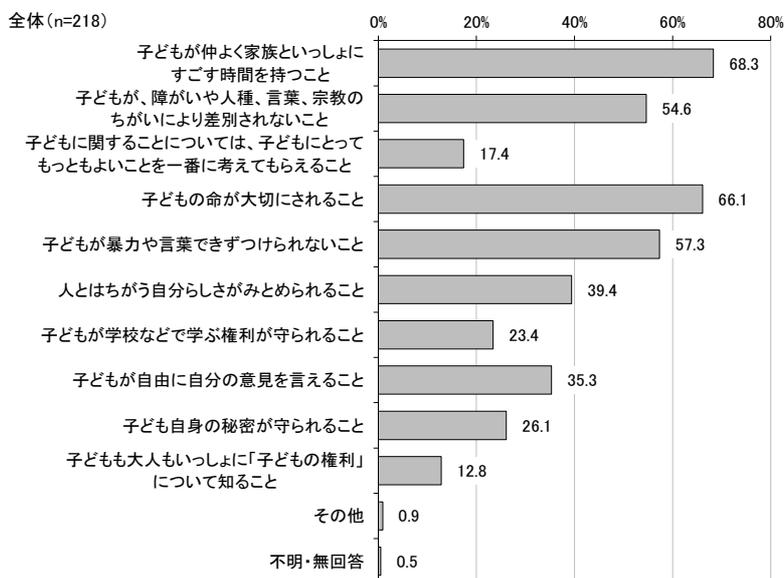
### ⑦子どもの権利が十分に守られているか

高取町では子どもの権利が十分に守られていると思うかについてみると、「どちらかといえば守られている」が 45.0%と最も高く、次いで「守られている」が 38.1%となっています。[単数回答]



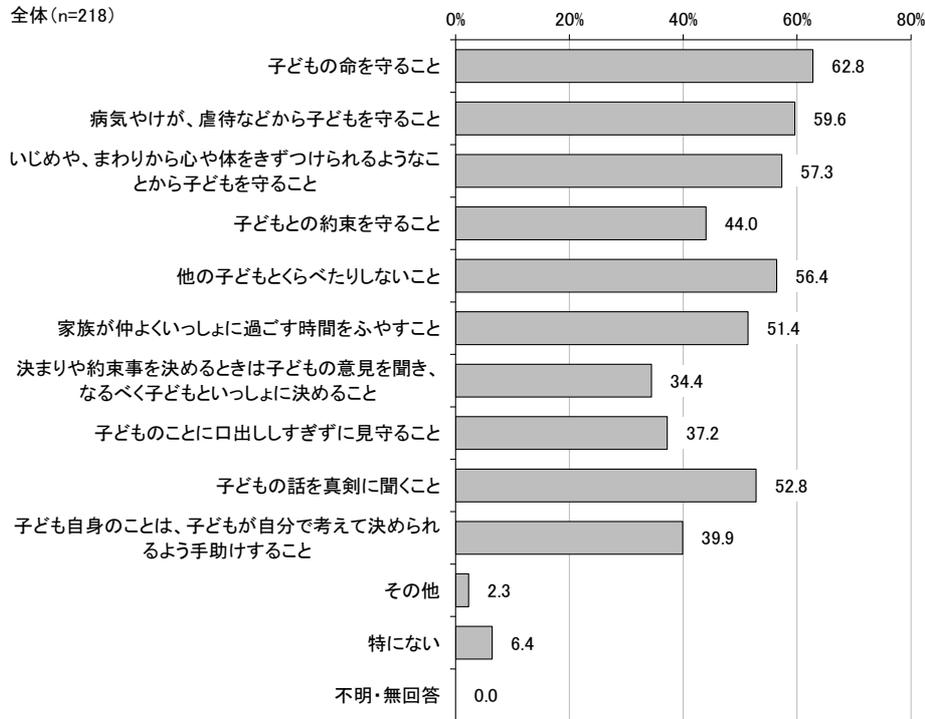
### ⑧子どもの権利として、特に大切だと思うこと

「子どもが仲よく家族といっしょに過ごす時間を持つこと」が 68.3%と最も高く、次いで「子どもの命が大切にされること」が 66.1%となっています。[複数回答]



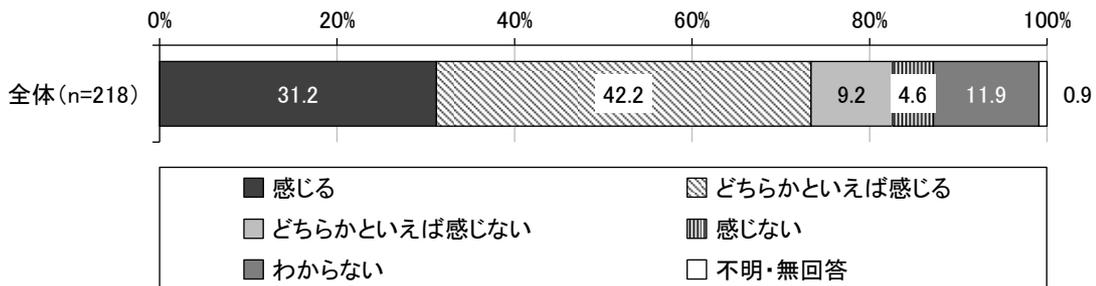
### ⑨大人に心がけてほしいこと

「子どもの命を守ること」が62.8%と最も高く、次いで「病気やけが、虐待などから子どもを守ること」が59.6%、「いじめや、まわりから心や体をきずつけられるようなことから子どもを守ること」が57.3%となっています。[複数回答]



### ⑩普段から地域の人に見守られていると感じるか

「どちらかといえば感じる」が42.2%と最も高く、次いで「感じる」が31.2%、「わからない」が11.9%となっています。[単数回答]

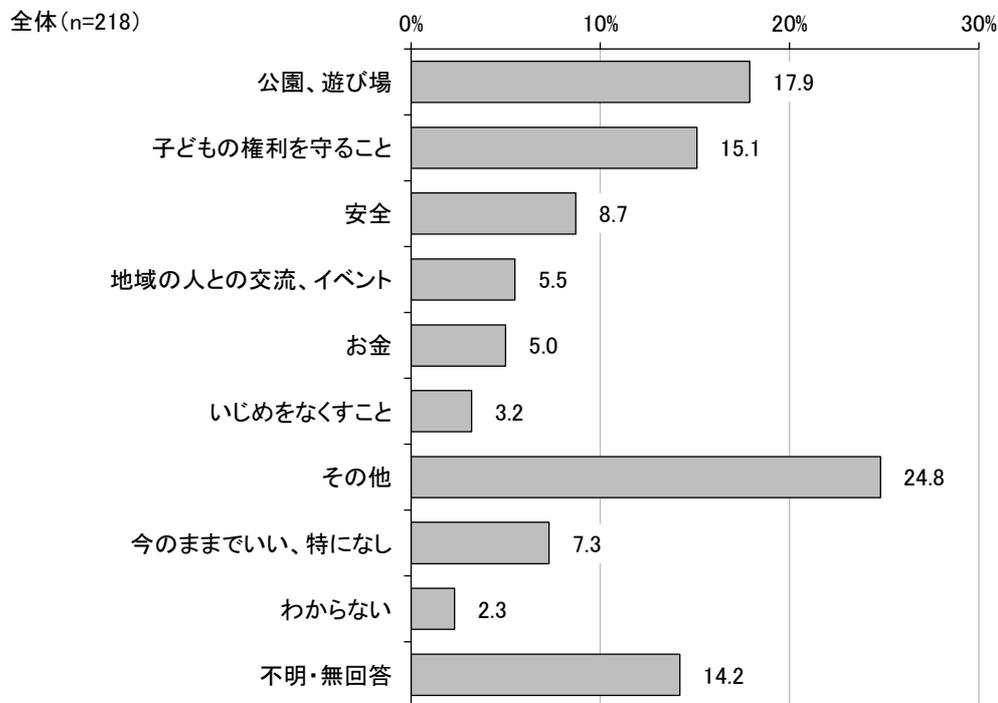


## ⑪子どもが暮らしやすい高取町になるために、何が必要だと思うか。

回答内容別に、自由記述を分類・集計しました。

「その他」を除くと、「公園、遊び場（店含む）」が17.9%と最も高く、次いで「子どもの権利（自由、平等、暴力・虐待の根絶、意見尊重等）を守ること」が15.1%、「安全」が8.7%となっています。

〔自由記述〕



※1件の回答の中に複数の分類項目が含まれる場合は、複数回答扱いとしています。

**子どもの  
意見**



「その他」の回答例

- あいさつをすること
- ポイ捨てをしないこと
- 体育館にクーラーをつけてほしい
- みんなの優しさ
- 協力し合うこと
- 頼れる大人
- 友達を大切にする
- 一人ひとりが楽しく過ごすこと
- 平和

等

## 5 第2期計画の取り組みにおける課題

本計画における施策の検討にあたっては、アンケート調査の結果や前回計画で立案した施策の進捗評価をもとに、課題を明らかにしています。

### 課題1 すべての子どもが幸せを感じるまちづくり

統計データ・アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>・本町の小・中学生対象アンケート調査結果において、「子どもの命を守ること」「病気やけが、虐待などから子どもを守ること」などが求められています。</li><li>・同居人との関わりがあるほど、「自分のことが好きだ」と感じる割合が高くなっています。また、自尊感情が高いほど、「将来に明るい希望がある」と感じる割合が高くなっています。</li><li>・「子どもの権利」について知っている子どもは、全体の3割程度となっています。</li></ul>
第2期計画期間中の実績・評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの健康づくりや食育の推進に向けた取り組みは、概ね計画通りに事業を展開できました。</li><li>・教育関連事業について、交流会等は感染症流行の影響で延期・中止になったものもありましたが、令和4年度以降は徐々に再開しています。また、老朽化が進んでいた高取幼稚園、育成幼稚園を統合し、たかとり幼稚園として新しい園舎を建築しました。</li><li>・子ども家庭総合支援拠点を新たに設置し、関係機関と連携して、児童虐待等に関する周知・啓発や早期発見に向けた取り組み等を実施しました。</li><li>・学校や家庭・地域で連携し、教職員や臨床心理士等の専門職員が、悩みや不安を抱える保護者や子どものサポートを行いました。</li></ul>

#### ○今後の方向性

すべての子どもが幸せを感じるまちづくりを今後もより一層進めていくため、子どもの権利を尊重し、保健・医療・福祉・教育が連携しながら、子どもの健康づくりをはじめ、子どもの教育や育成を取り巻く課題に対する切れ目のない支援を充実させ、子どもが育ちやすい環境を整備していく必要があります。

## 課題2 誰もが安心して子どもを生き育てられるまちづくり

<p>統計データ・アンケート</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核家族化の進行と合わせ、女性の就業率は全体的に増加傾向にあり、3～5歳の保育利用者は定員を上回って推移しています。</li> <li>・保護者対象アンケート調査結果によると、本町は祖父母等の親族の支援を受けやすい状況にあります。</li> <li>・前回調査（令和2年度）と比較して、父母ともに子育てを行う家庭が増加しています。</li> <li>・仕事と子育ての両立に必要なこととして、「放課後児童クラブ（学童保育）や保育園などの整備」の割合が最も高くなっています。</li> <li>・「子どもの教育や将来の養育費」に悩みや不安を持つ保護者が多くなっています。</li> <li>・地域の子育て関連事業の認知度について、「子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）」が特に低くなっています。</li> </ul>
<p>第2期計画期間中の実績・評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健に関する取り組みについて、子育て世代包括支援センターを中心として育児等に関する相談支援を行ったほか、不妊治療や健康診査の助成等の新事業を実施しました。</li> <li>・保育については、待機児童ゼロを達成し、利用者の希望通り実施できましたが、利用者のいない保育サービスもありました。</li> <li>・障害のある子どもを持つ親に対し、個々の障害に即した適切な相談・支援を実施したほか、ひとり親家庭や生活困窮世帯に対し、リーフレット等で相談窓口や各種制度の周知・啓発を行いました。</li> <li>・子育てと仕事の両立に向けて、父子健康手帳の配布や情報提供、パンフレット・ポスターを用いた周知・啓発を行いました。育児・料理教室や企業等への働きかけは実施しませんでした。</li> <li>・子育て家庭への経済的支援として各種手当の給付を行い、令和6年度において、幼児教育・保育における国基準の多子カウントを撤廃し、第2子以降の無償化を実施しました。</li> </ul>

### ○今後の方向性

引き続き需要に応じた教育・保育サービスの確保や相談支援体制の強化、経済的支援の充実など、子育てと仕事の両立支援に向けた取り組みの充実が求められています。

また、新規事業の増加や利用者のいない保育サービスを鑑み、保育サービスや各種支援制度について周知・啓発を行う必要があります。

### 課題3 子どもと子育てをみんなで支えるまちづくり

統計データ・アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者対象アンケート調査結果では、望ましい子育て支援施策として、「遊び場（公園や施設）の充実」「子どもの安全の確保（事故や犯罪など）」の割合が高くなっています。</li> <li>・小・中学生対象アンケート調査においても、放課後の過ごし方として「公園などで友だちと遊びたい」の割合が最も高く、安全・安心な子どもの居場所づくりと環境整備が求められています。</li> </ul>
第2期計画期間中の実績・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署等と連携し、交通安全教育や防犯教室の開催を実施しました。また、ボランティア団体による登下校時の見守り・パトロールを行ったほか、地域の自主防災組織の設立や資機材等購入に補助金を交付し、防災マップの交付や地域住民参加型の防災訓練を行いました。</li> <li>・「奈良県学校・地域パートナーシップ事業」に基づく地域活動や生涯学習、スポーツ活動を通して、地域での世代間交流や居場所づくりにつなげました。一方で、少子化や共働き世帯の増加に伴い、活動団体の登録者や交流の場の利用者が減少しています。</li> <li>・通学路の危険箇所に対する点検や解消を行いました。公共施設等におけるバリアフリー化は計画よりやや遅れています。</li> </ul>

#### ○今後の方向性

引き続き、子どもの安全・安心の確保をはじめ、地域の子育て支援、子育てに関する悩み相談や交流の場づくりを住民と行政が協力しながら進め、子どもと子育てを地域全体で支えるまちづくりを進めていく必要があります。

## 第3章 計画の理念と施策の体系

### 1 基本理念

本町では、令和2年3月に策定した前回計画において「笑顔あふれる 夢あるまち たかとり」を基本理念と定め、次世代の育成支援に取り組んできました。さらに、令和2年10月に策定した「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）」における基本目標の一つとして、「安心して子育てができるまち 高取」を掲げ、子育て環境の整備や教育環境の向上について基本方針や重要業績評価指標（KPI）を設け、子ども・子育て支援事業の推進に取り組んできました。これまでの基本理念や考え方を踏まえ、本計画においても、「笑顔あふれる 夢あるまち たかとり」を基本理念として、各施策・事業の推進に取り組んでいきます。

#### 基本理念

笑顔あふれる 夢あるまち たかとり

## 2 基本目標

本計画では、前回計画の趣旨を継承し、子ども・子育て支援法に定める事業を円滑に推進するために、「笑顔あふれる 夢あるまち たかとり」の基本理念のもと、引き続き次に掲げる3つを基本目標とし、各基本目標のもとに、基本施策及び事業・取り組みを設け、体系的で効果的な施策推進の展開を目指します。

### 基本目標 1



#### すべての子どもが幸せを感じるまちづくり

個々の環境に左右されることなく、本町に生まれ、本町で育つすべての子どもが幸せを実感できるまちづくりを目指します。

→40 ページから詳細

### 基本目標 2



#### 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり

子どもを持ちたいと望む誰もが、安心して子どもを産み、安心して子育てのできるまちづくりを目指します。

→46 ページから詳細

### 基本目標 3



#### 子どもと子育てをみんなで支えるまちづくり

子どもや子育て家庭を地域や社会全体で見守り、支え、応援するまちづくりを目指します。

→52 ページから詳細

### 3 施策の体系

前回計画を踏襲し、3つの基本目標について、本計画におけるそれぞれの基本施策を示します。また、法定必須項目として、主要事業における事業の量と確保の方策を示します。

基本  
理念

笑顔あふれる 夢あるまち たかとり

基本目標	具体的施策
<p><b>目標1</b></p> <p>すべての子どもが 幸せを感じるまちづくり</p>	<p>(1) 子どもの健康の確保と健康づくりの推進</p> <p>(2) 食育の推進</p> <p>(3) 生きる力の育成に向けた教育の充実</p> <p>(4) 子どもの人権を守る取り組みの推進</p> <p>(5) 児童・生徒への見守りの推進</p>
<p><b>目標2</b></p> <p>誰もが安心して 子どもを産み育てられる まちづくり</p>	<p>(1) 保護者の健康の確保と健康づくりの推進</p> <p>(2) 家庭の教育力向上への支援</p> <p>(3) 保育環境の充実</p> <p>(4) 特に援助を必要とする家庭への支援</p> <p>(5) 子育てと仕事の両立に向けた支援</p> <p>(6) 子育て家庭への経済的支援</p>
<p><b>目標3</b></p> <p>子どもと子育てを みんなで支えるまちづくり</p>	<p>(1) 子どもの安全・安心の確保</p> <p>(2) 地域の教育力向上への支援</p> <p>(3) 地域における子育て支援の充実</p> <p>(4) 子育てにやさしい環境整備の推進</p>

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

### 基本目標1 すべての子どもが幸せを感じるまちづくり

#### 基本的な方向性

子ども・子育て支援法の第1条では同法の目的を「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」と定めています。また、「こども大綱」では、すべての子どもが、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すための取り組みが推進されています。

小・中学生へのアンケート調査では、自尊感情が低くなるにつれ、将来について明るい希望を持ちにくくなる傾向がみられます。子どもが将来に希望を持って日々を過ごせるように、子ども自身が自己を肯定的にとらえられるよう、様々な側面からサポートしていく必要があります。また、大人に心がけてほしいことについては、身体的・精神的な危害から子どもを守ることに重視されており、子どもが暮らしやすい高取町になるためには、子どもの権利を守ることが必要であるとする意見が多くみられました。保護者をはじめ、子どもと関わる大人にも「子どもの権利」について知っていただくための機会を提供しつつ、心身の健やかな成長を支えていくことが必要となります。

本計画においては、前回計画の事業、取り組みを基本的に踏襲するものとしつつ、課題が見られた事業等については取り組みの充実や、庁内連携や関係機関・団体との連絡調整を進めていきます。また、子どもの権利に関する周知・啓発や子どもの意見表明の機会づくりを行うとともに、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制の強化を図り、町の将来を担う子どもたちの健全な育成を進めていきます。

教育面では基礎的な学力の習得はもちろん、自ら学び考える力を育てる学習を進めていきます。そのために子どもたちの学びへの関心を高めていくとともに、将来社会で自立して生活していくための社会性や人間性も合わせ心身の成長を図っていきます。

また、一人ひとりの人権を守る取り組みを進めるとともに、社会の環境変化に合わせた子どもへの見守りを推進していきます。

## (施策1) 子どもの健康の確保と健康づくりの促進

事業名		事業内容（概要）
1	新生児の健康にかかる助成事業の実施	拡大新生児マスキング検査や1か月児健康診査にかかる費用を助成し、新生児の疾病や障害の早期発見・早期療育を支援します。
2	乳幼児健診・予防接種等の実施	乳幼児健診等の高い受診率を維持するとともに、相談内容に適切に対応できるよう従事者の資質向上に努めます。また、感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、疾病に対する各種予防接種を行うとともに、保護者への予防接種に関する知識と計画的な接種について啓発活動に努めます。
3	規則正しい生活習慣の定着に向けた取り組みの促進	乳幼児期からの生活習慣が、学童期、成人期に移行していくことを踏まえ、将来、生活習慣病などの疾病にならないためにも、保護者や家族を含め起床・就寝時間や食事時間など、規則正しい生活習慣の必要性について学ぶ機会や場の提供により一層努めます。また、児童・生徒が健康情報に触れる機会が増すように、部署を横断した体系的な学びの機会が提供できるように検討を進めます。
4	小児医療の充実	広域的観点から、近隣市町村の医療機関との連携を密にし、万が一の事故や急病の際にも適切に対応できる体制を維持するほか、奈良県と奈良県医師会が行っている「こども救急電話相談#8000」について、チラシ配布やポスター掲示等により、引き続き普及・啓発に努めます。また、子どもの健康管理、疾病予防に関して気軽に相談できる、かかりつけ医づくりを様々な機会を通じて推進します。
5	思春期ヘルスケアの推進	関係機関・団体などと連携を強化し、思春期の子どもやその保護者等に対して、喫煙、飲酒、薬物、性感染症など心身に悪影響を及ぼす行動や、その影響についての正しい知識の普及・啓発を進めます。とりわけ、思春期の健康は、幼少期からの積み重ねの上に成り立つものであることから、庁内部署間においても情報共有を課題として捉えていきます。

### 【評価指標】

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1 健康状態がよい子どもの割合 （最近の身体の調子が「よい」 +「どちらかといえばよい」） ※小・中学生対象調査	50.9%	増加
2 乳幼児健康診査受診率	3～5か月児：100.0% 1歳6か月児：100.0% 3歳6か月児：95.8% ※令和5年度の実績	3～5か月児：100.0% 1歳6か月児：100.0% 3歳6か月児：95.8%
3 新生児聴覚検査費助成利用率	100.0% ※令和5年度の実績	100.0%

## (施策2) 食育の推進

事業名		事業内容（概要）
1	食に関する啓発の推進	乳幼児期からの生活習慣が、学童期、成人期に移行していくことを踏まえ、離乳食期から食事の与え方や調理の工夫、好き嫌いといった困りごとなどへの対応の場の提供に努めます。また、そのために「高取町健康増進計画・食育推進計画」に沿って、各部署との連携を図り、施策の充実に取り組みます。このほか、孤食や欠食などが与える子どもへの影響など、家庭における食事のあり方について、知識の普及・啓発を行います。
2	保育所（園）・幼稚園・学校での食育の推進	農業体験を通じて、食べ物を作る大変さや、野菜の旬を知ること等、子どもたちの食べ物に対する正しい理解や関心を深めます。また、給食では、食べる楽しさや食事の大切さなど、友達とのふれあいを深めながら体得する学習を推進します。
3	歯科保健対策の充実	毎日歯磨きをする、仕上げ磨きをするなどの正しい歯磨き習慣を身につけられるよう、歯科検診やブラッシング指導などの歯科指導を受けられる場や機会の提供と、検診受診率向上に向けた取り組みに努めます。また、虫歯などの早期発見・早期治療に関して、受診勧奨と受診確認を引き続き行います。おやつの内容を考え、時間、量を決めて食べるなどのシュガーコントロール対策も引き続き行います。さらに、定期的な歯科検診を受診することなどを、子どもだけでなく子どもに関わる保護者等にも啓発を行うことや、歯科保健従事者間で課題を共有することにも努めていきます。

### 【評価指標】

項目		現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1	食事で困ることがある 保護者の割合 （高取町健康増進計画・食育推進計画 数値目標）	1歳6か月児：60.2% ※令和2年度中間評価時の実績	1歳6か月児：24.6%

## (施策3) 生きる力の育成に向けた教育の充実

事業名		事業内容（概要）
1	幼保・小連携教育の推進	幼稚園・保育所（園）から小学校へ就学する際、学習や生活の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所園児と小学生の交流会や、保育士と小学校教諭が実施する入学前懇談会の実施等により、相互の連携強化を進めます。

事業名		事業内容（概要）
2	自ら学び自ら考える力を育てる学習指導の推進	各教科や総合的な学習の時間などにおいて体験的・問題解決的な学習、情報活用能力を高めていく学習、少人数指導による学習を行うなど、指導方法や指導形態に工夫を加えながら、あらゆる領域において基礎・基本を確実に身につけさせるとともに、学びへの関心を高め、子どもたちの主体的な学習活動を引き出すことに努めていきます。
3	実践力を育てる奉仕活動と道徳指導の推進	自然や人とのふれあい、体験的な勤労・奉仕活動などを通して、人間としてのあり方、生き方への自覚を深めさせるとともに、正しい勤労観や奉仕活動の精神を醸成していきます。また、あらゆる教育活動を通じて基本的な生活習慣を身につけさせ、社会で自立して生きていくための社会性や人間性を育てていきます。
4	人権を大切にしていける指導の推進	子どもの権利（子どもの権利条約）に関する周知をはじめ、一人ひとりの違いを認め尊重する心、また、共育・共生の観点から望ましい人間関係を築いていくために努力する態度の育成に努めます。
5	たくましい心身を育てる指導の推進	運動の合理的な実践や健康・安全についての指導を家庭と連携して積極的に行い、たくましく生きていくための心身の発達・育成及び基本的な生活習慣の定着に努めます。
6	特別支援教育の推進	障害のある子どもがその持てる可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな教育・支援の充実に努めます。また、各学校園に特別支援教育支援員を配置し、支援が必要な子どもの学習や生活上のサポートを行います。
7	魅力・活力ある園や学校づくりの推進	家庭や地域との連携を深め、創意工夫と地域特性を活かした教育課程の編纂に努めます。また、教育目標に基づき教育活動への点検評価・見直しを図り、家庭及び地域との一層の連携と相互理解のもと、子どもたちがともに生きがいや地域への愛着を覚える特色ある園・学校づくりに努めます。
8	教育施設設備の維持・整備	子どもたちが安全・安心な教育環境のもとで学習が行えるよう、教育施設の維持管理及び耐震補強、体育館の空調設置による暑さ対策など、教育施設のより一層の充実に努めます。

### 【評価指標】

項目		現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1	学校で授業を受けることが 楽しみな子どもの割合 （学校で授業をうけること 「楽しみ」＋「やや楽しみ」） ※小・中学生対象調査	44.5%	増加
2	小中学校体力テストの 県平均を上回る項目数	20項目 ※令和5年度の実績	増加
3	「子どもの権利」の認知度 （「くわしく知っている」＋「少 し知っている」） ※小・中学生対象調査	33.9%	増加

## (施策4) 子どもの人権を守る取り組みの推進

事業名		事業内容（概要）
1	子どもの権利を守る 取り組みの実施	子どもの権利（子どもの権利条約）をはじめ、様々な人権について子どものころから学ぶことのできる機会の提供に努めます。子どもだけでなく、保護者や子どもの支援に関わる方々に対しても、人権意識向上に向けた周知・啓発を行います。また、子どもへのアンケート調査の実施等を通じ、子どもがまちづくりに参画し、意見を表明できる機会や仕組みをつくります。
2	子どもを守る 地域ネットワーク機能 強化事業の推進	定期的な実務者会議で情報共有を図り、法に基づく子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童等に対する支援に資する事業）の機能強化を図るとともに、個々のケースに応じて迅速かつ適切な対応が図られるよう、保育所（園）、幼稚園、学校、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の関係機関、関係団体との連携はもとより、県、警察、医療機関との連携を強化します。
3	児童虐待に関する 意識啓発	パンフレットの配布や、保健センター、保育所（園）、幼稚園、学校を通じて保護者への意識啓発を行うとともに、地域に対して、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合の相談先や通報先等の周知に努めます。
4	虐待の早期発見・ 早期対応	保健センターや保育所（園）、幼稚園、学校、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、虐待の疑いのあるケースの早期発見を図り、速やかにケース会議を行い、子どもの保護、カウンセリングや、保護者に対しての適切な指導に努めます。また、乳児おむつ等支給事業等を通して、子育て世帯への声かけや見守りを行い、産後育児に対する不安の解消を図ることで、虐待の早期発見・早期対応につなげます。
5	子どもとその家庭、 妊産婦等の実態把握、 相談支援、ソーシャル ワーク	児童及び妊産婦の福祉に関する支援を行うために設置した「市町村子ども家庭総合支援拠点」において、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を実施します。また、国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制の強化を図るため、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を含む「こども家庭センター」の開設に向けて体制整備に努めます。

### 【評価指標】

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1 子どもの権利が十分に守られていると思う子どもの割合 （「守られている」+「どちらかといえば守られている」） ※小・中学生対象調査	83.1%	増加
2 乳幼児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）訪問率	92.3% ※令和5年度の実績	100.0%

## (施策5) 児童・生徒への見守りの推進

事業名		事業内容（概要）
1	いじめ等への対応への推進	家庭・地域とも連携し、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めるとともに、教育相談機能の充実を図り、いじめ等への対応に、多面的・総合的に取り組みます。
2	教育相談の実施	不登校やいじめ等の子どもの心の問題に関し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制として、スクールカウンセラーによる教育相談を継続するとともに、臨床心理士など専門的知識を有する教育相談員の人材育成に努め、家庭や子育てにおける不安等に対してサポートを行います。
3	非行防止に向けた取り組みの推進	青少年指導委員会・青少年育成協議会や警察などの関係機関・団体と連携し、街頭啓発や夜間巡回など、子どもたちの非行防止に向けた取り組みを引き続き進めていきます。
4	不登校への対応の推進	不登校の子どもが安心して過ごすことのできる多様な居場所づくりを進めます。また、多様な居場所と学校・地域等が連携し、不登校となっても社会とのつながりを保つことのできる環境づくりを進めます。

### 【評価指標】

項目		現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1	教育支援ボランティア 地域住民参加者数	11人	増加

## 基本目標 2 誰もが安心して子どもを生み育てられるまちづくり

### 基本的な方向性

内閣府が実施する調査等では、子育て世代の「仕事と家庭の両立支援」を求めるニーズは強く、都市部を中心に保育施設の増設が急速に進められ、女性活躍施策の中で働きやすい職場環境づくりが推進されてきました。本町においても、核家族化の進行や女性就業率の上昇、父母ともに子育てに関わる家庭の増加に伴い、保育や経済的支援のニーズが高まっています。

小・中学生へのアンケート調査結果によると、保護者との関わりは子どもの自尊感情にも影響を与えており、子どもが希望を持って日々を過ごすことができるよう、親子で楽しい時間を一緒に過ごすことや、必要な時には叱るなど、子どもが喜び、成長につながるような関わりを持つことが大切であると考えられます。また、本町においては、待機児童は発生していないものの、保護者の仕事や家庭、子育て等に対するストレスから子どもへ与える影響等を鑑み、子どもとともに保護者等も安心して出産、子育てできる環境づくりをさらに進めていくことを、本計画の重要な柱として捉えています。

本計画においては、前回計画の事業、取り組みを基本的に踏襲するものとしつつ、子育ての孤立解消と相談体制の充実に向けて、課題が見られた事業等については、取り組みの充実や庁内連携や関係機関・団体との連絡調整を進めていきます。育児に関する包括的な相談支援体制の整備、保護者の心身の健康づくりに向けた取り組み等により、誰もが安心して子どもを生み育てるまちづくりを推進します。

また、国単位では外国人労働者の受け入れ拡大施策が進められ、多文化共生社会の実現に関する施策が進められています。子どもの貧困対策も社会課題となっており、貧困の連鎖を防止する観点、生活困窮世帯の子どもへの学習支援の観点からの取り組みも進められています。本町では、町独自の取り組みとして令和6年9月より実施している、きょうだいの年齢制限や世帯の所得制限のない第2子の保育料無償をはじめとして、経済的負担の軽減を図るほか、生活困窮世帯等への生活・学習支援等に取り組みます。子ども・子育て支援法や、こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律の趣旨に照らし、考慮すべき点として事業内容に含め、中長期的な検討事項として捉えていきます。

## (施策1) 保護者の健康の確保と健康づくりの推進

事業名		事業内容（概要）
1	母子健康手帳の交付	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進、子育て期の家庭の重要な記録として、母子健康手帳を交付するとともに、保健師による妊婦面接、父子健康手帳や祖父母手帳の交付等もあわせて実施します。また、妊娠時からの子育て意識の醸成や不安の解消に努めるため、各種支援についての情報提供を行います。
2	妊婦・産婦健康診査の実施	妊婦に対する妊娠初期からの医学的管理と保健指導を適切に行うための、妊娠届出時に妊婦健康診査補助券（補助券）を交付する妊婦健康診査を実施します。また、産後間もない時期に母子の健康状態を確認し、産後うつ予防や心身の不調の早期発見などを行うため、妊娠届出時に産婦健康診査受診券を交付する産婦健康診査を実施します。
3	育児に関する相談支援体制の整備	従来の子育てを担う「高取町子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を有し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に向けた体制整備に努めます。
4	不妊に関する支援の充実	不妊に悩む家庭の精神的な負担の軽減を図るため、「奈良県性と健康の相談センター ならはぐ」等、県で実施している相談事業等の周知に努めます。また、不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、一般不妊治療や生殖補助医療の費用を助成するとともに、事業の周知・啓発に努めます。

### 【評価指標】

項目		現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1	産婦健康診査費用助成利用率	100.0% ※令和5年度の実績	100.0%

## (施策2) 家庭の教育力向上への支援

事業名		事業内容（概要）
1	家庭の教育力向上に向けた取り組みの推進	保護者が自信を持って子育てに取り組めるよう、各学校園（所）と連携し、それぞれの家庭の悩みに応じた相談支援の実施や、自主運営を基本とする家庭教育学級など、幅広い世代の子どもを持つ保護者間の交流を促進する場づくりをさらに推進していきます。

## 【評価指標】

項目		現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1	子育てや教育について 「相談先がない/ない」 保護者の割合 ※保護者対象調査	3.1%	減少
2	家庭教育学級の実施回数	27回 ※令和5年度の実績	増加

## （施策3） 保育環境の充実

事業名		事業内容（概要）
1	保育環境・教育内容の充実	幼児期の経験はその後の人間形成の基礎を培う大切なものであることから、子どもたちがのびのびと過ごせる環境づくりと保育・教育内容の充実に努めます。
2	通常保育及び延長保育の実施	保護者が就労や病気等の理由により家庭で保育することができない子どもに対し、保護者に代わって保育を実施する通常保育や、通常保育の時間を超えて保育を行う延長保育を実施していきます。
3	放課後児童対策の推進	保護者が就労等の理由により、放課後の家庭保育が困難な小学生に対し、協調性や社会性の育成、学年を越えた友達づくりの場として子どもが充実した時間を過ごすことができる放課後児童クラブ事業を行います。また、施設の利用環境の向上、施設利用の促進を図っていきます。
4	障害児保育の実施	心身に障害のある子どもも、障害のない子どもと一緒に楽しく過ごすことができ、また、能力を最大限に伸ばすことができるよう、教育・保育施設での合理的配慮の推進を進めるとともに、個々の障害に応じた指導内容や指導方法を工夫し、社会への適応力の育成に努めます。
5	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	子どもが病気回復期（病氣中を含む）で、まだ集団保育等ができず、保護者も就労等の理由で養育が困難である時に、一時的に保育する病児保育を行います。また、保護者が病気、出産、介護等で一時的に養育が困難になった時、子どもを乳児院や児童養護施設等で一時的に預かり生活を援助するショートステイ事業やトワイライトステイ事業を推進するとともに、事業について周知を行います。その他、外国籍の子どもや母語を日本語としない子どもの移住があった場合、共生ニーズに適切に対応をしていきます。

## 【評価指標】

項目		現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1	保育所（園）待機児童数	0人	0人
2	放課後児童クラブ 待機児童数	0人	0人

## (施策4) 特に援助を必要とする家庭への支援

事業名		事業内容（概要）
1	障害の早期発見、 適正な療育指導の推進	障害を早期に発見し適切な療育を行うため、保健・医療・福祉・教育の連携を強化し、乳幼児健診等におけるスクリーニング及び療育支援へとつなぐ体制を充実させます。また、子どもへの適切な治療・対応を確保するため、個々の障害に即した相談・支援体制の充実を図ります。
2	障害福祉サービスの提供	障害のある子どもが地域の中で安心して生活ができるよう、児童デイサービスや日中一時支援事業、移動支援事業など、障害の程度に応じ、必要な支援や家族の負担軽減を図るためのサービスを提供します。
3	ひとり親家庭や生活困窮家庭への自立支援	それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、各種手当の支給を通じ、ひとり親家庭への経済的支援を行うとともに、特に母子家庭については、雇用等の促進についても企業、地域に働きかけていきます。また、子どもの貧困や貧困の連鎖に対応するため、生活困窮家庭に対して関係団体と連携し自立支援を図ります。
4	ひとり親家庭や生活困窮家庭への相談体制づくり	ひとり親家庭や生活困窮家庭が抱える悩みや不安、子育てや生活に関する問題に適切に対応できるよう、相談窓口の周知を行います。また、身近な民生委員・児童委員等との連携を強化し、より相談しやすい体制づくりに努めます。
5	生活困窮世帯等の子どもへの生活・学習支援事業の実施	生活困窮世帯や、不登校等の将来的に生活困窮へつながる可能性のある子どもを対象として、学習ボランティア等による学習支援や地域との交流を通じた居場所づくりを実施します。

### 【評価指標】

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1 現在の生活で「特に困っていることはない」と感じる障害者の割合（18歳未満） ※高取町第7期障害福祉計画・高取町第3期障害児福祉計画	30.0%	増加

## (施策5) 子育てと仕事の両立に向けた支援

事業名		事業内容（概要）
1	父親の育児参加の推進	男性の子育て意識を高め、男女共同による家事・育児の推進を図るため、広報紙等を活用して父親の子育てに役立つ情報提供等に努めます。
2	職場における子育てへの理解促進	性差による固定的な役割分担意識を払拭し、性別に関係なく職場において男女が協力しながら、いきいきと働いていけるように町内の企業や事業主と連携を図るとともに、職業生活と家庭生活のバランスが取りやすい雇用労働環境の整備を促進するため、広報紙やパンフレット、ポスター等を活用し啓発していきます。
3	育児休業制度等の定着促進	男女がともに育児休業の取得しやすい職場づくりや復職時の勤務体系への配慮などを定着させるため、育児休業制度等について、パンフレットやポスターによる啓発を行います。また、役場内が規範となるよう取り組みを進めます。
4	労働時間の短縮など労働形態についての啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、在宅勤務（テレワーク）や労働時間の短縮、フレックス制度や変形労働時間制などの取り組みについて、パンフレットやポスターによる啓発を行います。
5	子育て後も再就職しやすい職場づくり	出産や育児などを機に仕事を辞めた人が、職場復帰や再就職ができるよう啓発を行うことで、育児と仕事が両立できる環境づくりに努めます。また近年、子育てと介護、仕事を担う家庭も増えていることも考慮していきます。

### 【評価指標】

項目		現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1	育児休業取得率 （「現在取得中である」+「取得した」） ※保護者対象調査	母親：47.9% 父親：8.3%	増加

## (施策6) 子育て家庭への経済的支援

事業名		事業内容（概要）
1	児童手当の支給	家庭等の生活の安定と児童の健全育成等を図るため、子ども・子育て支援新制度における「子ども・子育て支援給付」として児童手当を保護者に支給します。また、申請や現況届の提出など、児童手当に必要な手続き等の周知にも努めます。
2	幼児教育・保育の無償化	市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等について、国の基準に基づく3歳以上の幼児教育・保育の無償化に加え、町独自の制度として第2子以降の保育料無償化を実施し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。
3	幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の負担軽減	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所（園）・認定こども園、公立幼稚園及び施設型給付による私立幼稚園の副食費について、国基準により免除します。
4	実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私学助成による私立幼稚園の副食費について、国基準により助成します。
5	出産・育児にかかる経済的負担の軽減	子ども医療費等の助成や出産育児一時金の支給（加入の健康保険から）、チャイルドシート購入費補助金の支給、紙おむつ等支給事業の実施などにより、保護者の経済的負担を軽減します。

### 【評価指標】

項目		現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1	子育ての出費に悩みや不安がある保護者の割合 （子育てで日頃悩んでいること、不安に感じるもののうち「子育てで出費がかさむ」） ※保護者対象調査	就学前：25.0% 小学生：34.6%	減少

## 基本目標3 子どもと子育てをみんなで支えるまちづくり

### 基本的な方向性

近年、核家族化は進行しており、地域のつながりの希薄化も相まって、祖父母等の親せきや近隣の住民から子育てに関する助言や支援、協力を得にくい状況となっており、子育て家庭における出産、育児等についての不安や負担感、孤立感の高まりが懸念されています。本町においても核家族化の進行は見られ、保護者へのアンケート調査からも、相談相手は祖父母や家族・友人のみならず公的機関などニーズが多岐にわたる状況となっており、子育てで孤立している家庭も一定数見られます。

また、子どもの安全・安心な居場所づくりを求める意見も多く、引き続き住民と行政が協力しながら、地域全体で子どもと子育てを支えていく必要があります。

本計画においては、前回計画の事業、取り組みを基本的に踏襲するものとしつつ、課題が見られた事業については取り組みや広報の充実、また関係機関・団体などとの連絡調整を進めていきます。地域全体における防犯・防災体制の充実により子どもの安全・安心を確保するとともに、多様な媒体を用いた子育てに関する情報発信や各種講演会等のイベントをはじめとした交流の場の提供により、子育て家庭等の孤立化の解消を図ります。また、子どもが安心して遊べる公園づくり、スポーツ活動等の交流の場の促進を通じ、子どもの居場所づくりに努めます。

## (施策1) 子どもの安全・安心の確保

事業名		事業内容（概要）
1	交通安全教育の推進	学校・幼稚園・保育所（園）における交通安全教育を推進するとともに、関係機関と連携し、家庭・学校・地域の様々な場を通じ、交通安全についての意識を高めます。また、大人の交通マナー・運転マナーの向上に向けた講習や広報活動の充実に努めます。
2	防犯活動の推進	保育所（園）・幼稚園・学校における危機管理体制を整備するとともに、関係機関と連携して、子どもたちに対しても防犯教育を行うことで、自分自身の身を守る意識を高めていきます。
3	地域ぐるみによる子どもの見守り体制の充実	保護者や地域が一体となって子どもたちの安全を確保できるよう、登下校時等の見守り・パトロール体制を整備し、地域ぐるみでの防犯意識を高め、子どもの安全確保に努めます。
4	地域ぐるみによる防災体制の充実	行政と住民が協力し、より効果的な防災体制を実現するため、住民による自主的な防災組織や消防団の育成強化を引き続き図るとともに、防災に関する知識・情報の普及や地域における防災訓練の実施支援などに努めます。

### 【評価指標】

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1 子ども見守り隊 隊員数	137人	増加
2 小中学生の交通死亡事故数	0人	0人

## (施策2) 地域の教育力向上への支援

事業名		事業内容（概要）
1	地域の教育力向上に向けた支援	地域住民による子どもの登下校見守り活動や声かけ運動などの取り組みを継続していくため、学校・家庭・地域との連携と相互交流を推進します。また、関係機関・団体等と連携し、子育て関連団体やボランティアなどの活動支援に努め、とりわけ学校外での取り組みにおいて子どもの参加が増えていくように、子どもと地域の大人との交流活動の促進を図ります。

### 【評価指標】

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1 普段から地域の人に 見守られていると思う 子どもの割合 （「感じる」+「どちらかといえ ば感じる」） ※小・中学生対象調査	73.4%	増加

### (施策3) 地域における子育て支援の充実

事業名		事業内容（概要）
1	出産・子育てに関する悩み相談や交流の場の充実	地域子育て支援センターやこども家庭センター、保健センター等においての出産や子育て、母子保健に関する切れ目のない相談事業を通じ、保護者の育児への不安や悩みの軽減に努めます。また、保護者同士が気軽に集い、交流を持つことができるよう、開放的な場づくりに努めます。
2	子育てに関する情報提供の充実	リーフレットや広報紙等、子育てに関する情報提供の内容、見やすさ等も充実させ、住民が利用しやすい、気軽に利用してもらえる情報誌、広報紙の作成に努めます。また、町のホームページや公式LINE等のSNSなど若い世代が目にしやすい媒体を活用し、情報入手や利用予約などが手軽にできる体制の維持・強化を進めるとともに、まちの施策、サービス等の幅広い周知に努め、子育て支援サービスの利用を促進します。
3	子育てサークルやボランティアへの支援	まちの子育て支援の総合拠点となる地域子育て支援センターと連携し、子育て支援ボランティアや子育てサークル活動への支援を充実させます。
4	各種機関・団体同士の連携強化	それぞれの機関における専門性を活かしながら、関係機関・団体同士の連絡、協力体制を強化し、より一体的な子育て支援体制づくりを目指します。
5	子どもが安心して遊べる公園や広場等の充実	地域の公園等について、遊具の定期的な点検や花壇・芝生等の景観的な整備を行うなど、子どもが安心して快適でのびのびと遊べる公園づくりに努めます。
6	生涯学習機会の提供	「リベルテホール・中央公民館」などを活用し、子どもたちが創作活動や交流活動などの体験が行える場を提供し、子どもたちが興味・関心のある事業を推進していきます。
7	スポーツを通じた交流活動の促進	子ども会やスポーツ少年団等での地域のスポーツ活動を支援し、地域交流を通じた子どもの健全育成、地域の活性化と教育力の向上を促進します。
8	親子の交流活動の促進	地域子育て支援センター等と連携し、親子で参加できるレクリエーションや文化活動等の事業の充実に努め、親子のふれあいや語らいの場を提供することで、子どもの健全育成を推進します。
9	世代間交流の促進	地域団体へのサポートの提供や、町内で開催される子育て講演会等の各種イベントの機会も活用しながら、幅広い世代で交流できる場の充実に努めます。

#### 【評価指標】

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1 子育てしやすいまちだと思 う保護者の割合 （「思う」+「どちらかといえば 思う」） ※保護者対象調査	就学前：45.8% 小学生：43.6%	増加

項目		現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
2	地域子育て支援センター の認知度 ※保護者対象調査	72.9%	増加

#### （施策4）子育てにやさしい環境整備の推進

事業名		事業内容（概要）
1	公共施設等における配慮の促進	公園・公共施設・交通機関などにおいて、ベビーカーや車いす、歩行補助器具などでも通れるよう段差の解消やトイレにおけるベビーベッド・授乳室、多目的室などの設置等を促進します。また、鉄道駅舎や公共性の高い民間施設に対しても子育てに対する配慮の普及・啓発に努め、妊産婦や乳幼児連れの保護者等すべての人が安心して外出できる環境づくりに努めます。
2	道路等の安全対策の推進	国道などの主要幹線道路については、関係機関と協議の上、必要性や緊急性を考慮し、計画的に歩道の拡幅整備や速度制限などの対策を推進します。また、通学・通園路については、危険箇所の点検や安全対策を行います。中心市街地や駅周辺においては、歩行者を重視した道路のネットワーク化を図り、集落・市街地内道路では、道路機能や交通実態に留意し標識やカーブミラーなどの交通安全施設の維持・整備に努めます。
3	県営住宅等に関する情報提供	子育て家庭等に県営住宅等に関する情報提供を行います。
4	自然環境の保全	川・山・田園風景等、本町の共有財産である美しい自然風景を活かした住環境を次の世代につなぐため、環境保全の意識についての啓発を図ります。

#### 【評価指標】

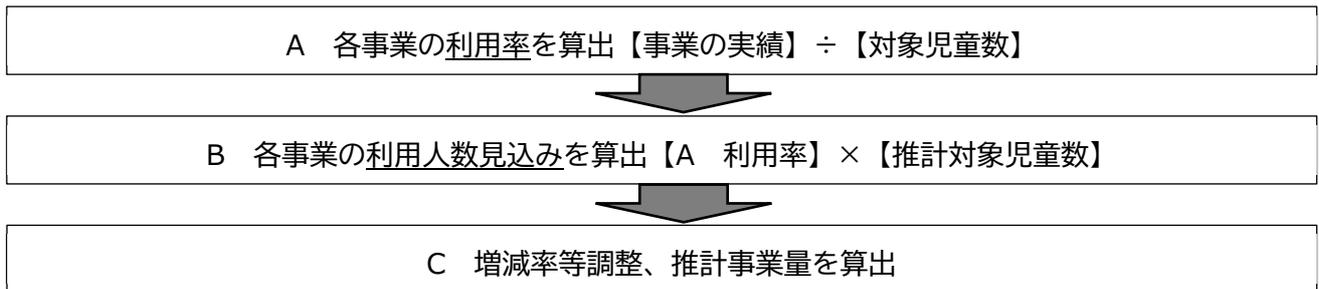
項目		現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
1	通学路危険箇所合同点検実施回数	年1回	継続

# 第5章 第3期計画における見込みと提供体制

## 1 量の見込みの算出等について

### (1) 量の見込みの算出方法

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、国が提示する算出方法（以下、「国の算出方法」とする。）に沿いつつ、第2期計画期間中の利用実績をもとに、以下の方法で算出しています。



### (2) 推計児童数について

推計児童数については、住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法による推計を行いました。

(単位：人)

年齢	実績					推計					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
就学前人口	0歳	21	16	13	15	14	14	14	13	13	12
	1歳	23	21	18	15	19	15	16	16	15	15
	2歳	27	24	22	20	14	20	16	17	16	16
	3歳	36	28	24	25	22	15	21	16	18	17
	4歳	44	35	31	24	24	22	16	21	16	18
	5歳	43	44	35	31	23	24	22	15	21	16
	合計	194	168	143	130	116	110	105	98	99	94
就学後人口	6歳(小1)	35	43	43	35	32	23	24	22	15	21
	7歳(小2)	54	35	44	44	36	33	24	25	23	16
	8歳(小3)	42	54	36	44	44	36	33	24	25	23
	9歳(小4)	57	41	54	37	44	44	36	33	24	25
	10歳(小5)	55	57	41	55	37	44	44	37	33	24
	11歳(小6)	54	55	56	41	55	37	44	44	36	33
	合計	297	285	274	256	248	217	205	185	156	142

※実績は住民基本台帳（各年度4月1日）

※在籍数とは一致しない。

## 2 基本的事項

### (1) 需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で定める「就学前の教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」は、過去の実績等に基づき、事業ごとに「需要量の見込み」・「確保方策」を定め、不足数を計画期間内に確保します。

### (2) 提供区域

本町においては、町域の特性から事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能である「町域」を「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域とします。

### (3) 支給認定

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際に、支給認定を受ける必要があります。支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

	満3歳以上		0～2歳
認定区分	1号認定 教育標準時間認定	2号認定 保育認定	3号認定 保育認定
対象者	幼稚園等での教育を希望される場合	就労等保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	就労等保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用できる施設	認定こども園、幼稚園	認定こども園、幼稚園、保育所（園）	認定こども園、保育所（園）、地域型保育

### 3 就学前の教育・保育

#### (1) 就学前の教育・保育

##### 具体的な取り組み

需要量の推移を見極めながら、利用者増に対応できる体制整備や幼稚園での預かり保育等、必要な施策に取り組めます。

##### 量の見込みと確保方策

#### ■ 1号認定（3～5歳 幼稚園・認定こども園の児童数）

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用総数)	21	21	18	19	18
②確保の内容	21	21	18	19	18
②-①	0	0	0	0	0

#### ■ 2号認定（3～5歳 保育所・認定こども園の児童数）

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用総数)	39	38	33	35	33
②確保の内容	39	38	33	35	33
②-①	0	0	0	0	0

#### ■ 3号認定（0～2歳 保育所・認定こども園の児童数）

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用総数)	28	27	29	27	27
0歳	4	4	4	4	3
1歳	9	10	10	9	9
2歳	15	13	15	14	15
②確保の内容	28	27	29	27	27
②-①	0	0	0	0	0

## (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園等を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所、幼稚園等を利用できる事業です。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施する予定です。

### 具体的な取り組み

需要量を見極めつつ、国の動向を見ながら、受け入れ体制の充実について検討していきます。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要定員数)		14	12	11	10
0歳		3	3	3	3
1歳		6	6	6	6
2歳		5	3	2	1
②確保の内容		14	12	11	10
0歳		3	3	3	3
1歳		6	6	6	6
2歳		5	3	2	1
②-①		0	0	0	0

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

#### ① 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター アミィクラブ）

乳幼児及び保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 具体的な取り組み

需要量の推移を見極めながら、面談及び電話相談の体制、サークル活動を継続していきます。なお、年度によって需要量に幅が生じており、余裕を持った需要量をあらかじめ想定しています。

#### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

延べ利用者数 (年間)	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	29	31	32	30	30	29
②確保の内容		31	32	30	30	29
②-①		0	0	0	0	0

## ② 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」があります。また、伴走型相談支援と経済的支援を一体的な事業とする妊婦等包括相談支援事業において、面談等により情報提供や相談等を行います。

### 具体的な取り組み

本町の児童数、立地条件等を勘察し、こども家庭センター型（母子保健型）として、窓口において相談対応や情報提供を行うこととします。

### 量の見込みと確保方策

(単位：か所)

設置数	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型 (母子保健型)	1	1	1	1	1	1
地域子育て 相談支援機関	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		1	1	1	1	1
基本型		0	0	0	0	0
特定型		0	0	0	0	0
こども家庭 センター型 (母子保健型)		1	1	1	1	1
地域子育て 相談支援機関		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

【妊婦等包括相談支援事業型】

(単位：回)

面談実施回数 (年間)	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		39	39	36	36	33
②確保の内容		40	40	40	40	40
こども家庭 センター (未設置自治体 ではその代替と なる拠点)		30	30	30	30	30
上記以外で業務 委託		10	10	10	10	10
②-①		1	1	4	4	7

### ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保育を受けることができない小学生児童を対象に、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供することで、その健全な育成を図る事業です。

#### 具体的な取り組み

平成28年度に開設した町直営による放課後児童クラブにおいて、引き続き需要量を見極めながら、事業を進めていきます。

#### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

申込数 (年間)		令和6年度 (実績)※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	19	14	14	13	9	12
	2年生	16	16	11	12	11	8
	3年生	20	16	15	11	11	10
	低学年	55	46	40	36	31	30
	4年生	14	14	11	11	8	8
	5年生	7	8	8	7	6	5
	6年生	3	4	5	5	4	4
	高学年	24	26	24	23	18	17
	合計	79	72	64	59	49	47
②確保の内容	1年生		14	14	13	9	12
	2年生		16	11	12	11	8
	3年生		16	15	11	11	10
	低学年		46	40	36	31	30
	4年生		14	11	11	8	8
	5年生		8	8	7	6	5
	6年生		4	5	5	4	4
	高学年		26	24	23	18	17
	合計		72	64	59	49	47
②-①	低学年		0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0	0

※令和6年度（実績）は5月1日時点

(単位：か所)

設置数	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

#### ④ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

##### 具体的な取り組み

たかとり保育園で実施中の延長保育事業において必要量を確保します。今後の需要量を見極めながら人員配置などを進めていきます。

##### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

延べ利用者数 (年間)	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	456	480	480	480	480	480
②確保の内容		480	480	480	480	480
②-①		0	0	0	0	0

## ⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

### 具体的な取り組み

一時預かり事業のうち、幼稚園の在園児を対象とするものについては、公立園で実施中の同事業において必要量を確保します。

また、幼稚園の在園児を対象とするもの以外の一時預かり事業については、たかとり保育園で実施中の同事業の充実により必要量を確保します。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

延べ利用者数 (年間)		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	幼稚園型	2,420	1,694	1,694	1,452	1,533	1,452
	幼稚園型以外	30	51	44	42	42	37
② 確保の内容	幼稚園型		1,694	1,694	1,452	1,533	1,452
	幼稚園型以外		51	44	42	42	37
②-①			0	0	0	0	0

## ⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

### 具体的な取り組み

近隣市町村及び関連施設との調整により、必要量を確保します。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

(年間)		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ利用者数	1	1	1	1	1	1
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
② 確保の内容	延べ利用者数		1	1	1	1	1
	実施箇所数		1	1	1	1	1
②-①			0	0	0	0	0

## ⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業<ショートステイ事業>及び夜間養護等事業<トワイライトステイ事業>）です。

### 具体的な取り組み

現在、町外2施設に委託しており、保護者等の要望に対応できるよう、事業の周知を図ります。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

延べ利用日数 (年間)	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		1	1	1	1	1
②-①		1	1	1	1	1

## ⑧-1 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を対象に、訪問による養育に関する相談、指導、助言等の支援を行う事業です。

### 具体的な取り組み

現在事業を実施していませんが、訪問の必要が生じた際には、相談・指導・助言など適切に対応できるよう、引き続き努めます。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

訪問件数 (年間)	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		1	1	1	1	1
②-①		1	1	1	1	1

## ⑧-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワークの調整機関職員や関係機関等の専門性強化や、地域ネットワークと関係機関及び訪問事業等との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資することを目的とする事業です。

### 具体的な取り組み

要保護児童等に対する支援に資する事業関係機関等のさらなる連携強化を進め、児童虐待の防止、早期発見・早期対応・早期支援に取り組みます。また、児童虐待に対する意識啓発を進めます。

## ⑨ 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査事業）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 具体的な取り組み

現在の実施体制を維持し、必要量を確保します。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

受診者数	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22	20	20	19	18	17
②確保の内容		20	20	19	18	17
②-①		0	0	0	0	0

## ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 具体的な取り組み

現在の実施体制を維持し、すべての乳幼児を訪問できるように、必要量を確保します。

## 量の見込みと確保方策

(単位：人)

訪問児童数	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	14	14	13	13	12
②確保の内容		14	14	13	13	12
②-①		0	0	0	0	0

### ⑪ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

#### 具体的な取り組み

現時点では対応できる体制が整備されていないため、ニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携し、必要に応じて支援できる体制の整備を検討します。

### ⑫ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

#### 具体的な取り組み

現時点では対応できる体制が整備されていないため、ニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携し、必要に応じて支援できる体制の整備を検討します。

### ⑬ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

#### 具体的な取り組み

現時点では対応できる体制が整備されていないため、ニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携し、必要に応じて支援できる体制の整備を検討します。

### ⑭ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

#### 具体的な取り組み

事業を必要とする母子が適切に利用できるよう、事業の周知を図るとともに、必要量を確保します。

#### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

利用者数	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	4	4	8	8	8
②確保の内容		4	4	8	8	8
②-①		0	0	0	0	0

### ⑮ 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

#### 具体的な取り組み

需要調査や地域特性を踏まえ、現在のところ事業の実施は予定していません。

## ⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案し、市町村が定める基準に当てはまる世帯について、特定教育・保育等を受けた場合にかかる給食費、日用品、文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部または全部を助成する事業です。

### 具体的な取り組み

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私学助成による私立幼稚園の副食費について、国基準により助成します。

# 第6章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、各種機関・団体、地域や町民、事業者の連携・協働のもとで進めていきます。

近年、長時間労働の是正や多様な就労形態での労働が進められており、子どもや子育て世帯に対する見守りや支援において、地域での協力の必要性が増しています。

そのような状況の中、本計画の実効性を担保し、基本理念に掲げた「笑顔あふれる 夢あるまち たかとり」を実現するためにも、地域一丸となった推進体制が求められています。

### (1) 行政の役割

本計画の範囲は、福祉、教育、保健のみならず、医療、雇用労働、住宅、生活環境など多方面にわたります。そのため、計画の所管部署である福祉課を中心に、関係する各課、とりわけ教育委員会との連携・調整をこれまで以上に図ることにより、総合的な取り組みを推進します。

また、子ども・子育て支援法のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供や、保育の質的確保等を円滑かつ総合的に推進するため、積極的に国や県、近隣自治体との広域連携・調整を図ります。

事業者や関係団体、地域や町民に対してそれぞれに必要な情報の提供に努め、相互連携・交流の促進を図るほか、計画推進に資する要望等に対して、必要な対応を行います。

### (2) 各種団体・機関や事業者に期待すること

本計画の推進においては、子どもや保護者が居住する地域における支援や協働も重要です。そのため、地域において主導的な役割を担う町内の各種団体・機関や事業者、ボランティア等との相互連携、交流を進め、地域全体で子どもや子育てを見守り支える環境づくりが推進されるように期待します。

また、民間事業者においても、子育て世代にとって働きやすい環境が整備されるように、行政からの広報・啓発活動への対応を期待します。

## 2 点検・評価

計画の点検・評価については、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、子ども・子育て支援に関する有識者などから構成する「高取町子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策・事業の実施状況等についての点検・評価を実施し、国や県の政策・施策の変更等や、本町において社会環境が大きく変化するなどにより、計画の変更や修正が必要となった場合には、計画期間にかかわらず必要に応じて見直しを行うことも検討します。

# 資料編

---

## 1 計画策定の経過

### (1) アンケート調査の実施

---

- 調査対象者：①高取町在住の就学前及び小学生の児童の保護者  
②たかむち小学校5・6年生、高取中学校中学生
- 調査期間：①令和6年8月1日（木）から8月16日（金）  
②令和6年9月
- 実施内容：高取町子ども・子育てに関するニーズ調査

### (2) 高取町子ども・子育て会議の開催

---

- 第1回：令和6年6月19日（水）
  - ・主な議事：①市町村子ども・子育て支援事業計画について  
②計画策定スケジュールについて  
③アンケート調査について
- 第2回：令和6年11月28日（木）
  - ・主な議事：①アンケート調査結果報告について  
②高取町第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 第3回：令和7年2月19日（水）
  - ・主な議事：①高取町第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について

## 2 高取町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 17 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、高取町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関して十分な知識と経験を有する者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日条例第 11 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 高取町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属・役職	備考
生田 周二	奈良教育大学 ESD・SDGsセンター特任教授	
奥村 徹	高取町医師代表	
小南 みゆき	高取町主任児童委員 わくわくエンジェル代表	副会長
中村 秀雄	高取町自治会長	会長
野口 勝也 (第1回会議)	高取町議会教育厚生委員長	
松本 圭司 (第2回会議～)	高取町議会教育厚生委員長	
明見 美代子	たかとり子育て応援団事務局	
多田 千歳	たかとり保育園副園長	
内海 正樹	たかむち小学校長	
新宮 佐和子	高取町人権擁護委員 たかとりっこ夢くらぶ代表	
藤本 博一	高取町教育委員会事務局指導主事	
宮本 美紀子	高取町社会福祉協議会事務局長	
山口 さおり	たかとり幼稚園長	
井上 真弥	たかとり幼稚園PTA会長	
西川 侑彦	たかむち小学校PTA会長	

(順不同・敬称略)

## 4 用語集

用語		解説
あ行	アセスメント	利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのことをいう。
	一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園または認定こども園（1号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事等で家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業のこと。
	一時預かり事業(幼稚園型以外)	認定こども園、小規模保育事業所または認可外保育所で保護者の病気、冠婚葬祭、育児疲れの解消等により緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等を一時的に預かる事業のこと。
か行	核家族	夫婦とその未婚の子ども（夫婦のみ、ひとり親世帯を含む）で成り立つ家族のこと。
	家庭的保育	保育者の居宅等で少人数の乳幼児を対象に行われる小規模の保育事業。児童福祉法第34条の15第2項により、区市町村の認可を受けて行うものと、認可を受けずに行うものがある。
	居宅訪問型保育	<p>保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児であって、次のいずれかに該当すると市町村長が認めたもの。</p> <p>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合。</p> <p>②保育所の閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった場合。</p> <p>③入所勧奨等を行ってもなお保育の利用が困難であり、市町村による入所措置の対象となる場合。</p> <p>④ひとり親家庭の保護者が夜間・深夜の勤務に従事する場合等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し必要な場合。</p> <p>⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難である場合。</p>
	こども基本法	子ども政策の総合的な推進に向けて、子ども施策の基本理念等を示した法律のこと。
	こども大綱	子ども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月22日、こども基本法に基づき、閣議決定された。
さ行	事業所内保育施設	企業が従業員の子どもを対象に開設した保育施設。地域の保育を必要とする子どもの保育（地域枠）を設けて実施する。

用語		解説
さ行	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに策定することができる計画。
	児童虐待	子ども・未成年に対する虐待のこと。虐待の内容により以下の4つに分類される。 ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。 ②性的虐待：児童にわいせつ行為をすること、または児童を性的対象にさせたり、わいせつ行為や写真を見せること。 ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、もしくは長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ④心理的虐待：児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
	住民基本台帳	市町村において、氏名・生年月日・性別・住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録やその他の住民に関する事務処理の基礎となるもの。
	小規模保育事業	利用定員6人以上19人以下の範囲で保育施設等において保育する事業。
	スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題及び悩みの相談に応じるとともに、教師及び保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家のこと。
た行	待機児童	認定こども園等への入所条件を満たし、入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。
	特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
な行	認可外保育施設	児童福祉法第35条第4項の認可または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設。対象施設は市町村への届出が義務づけられる。
	認定こども園	小学校就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
は行	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等のいる子育て中の労働者や主婦等を会員として、援助を受けたい人と、援助を行いたい人の相互援助活動に関する連絡・調整を行う組織。市町村が設置し、市町村または市町村の委託を受けた法人が運営する。

用語		解説
は行	不登校	心理的、情緒的、身体的、社会的要因などにより、登校しない、またはしたくてもできない状態を指す。文部科学省の調査では、年間 30 日以上欠席した児童・生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している。
ま行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、町役場、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体やボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりに努める委員。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子どものこと。
	幼稚園の預かり保育	幼稚園において、通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、定期的な利用のみを指す。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。働くすべての人々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった、仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。



---

高取町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

高取町 福祉課

〒635-0154 奈良県高市郡高取町観覚寺 990 番地 1

T E L : 0744-52-3334 F A X : 0744-52-4063

---